

雫石町地域防災計画新旧対照表

令和6年2月

頁	現 計 画	修 正 案								
2	<p>第4節 雫石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組 織</p> <p>雫石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1" data-bbox="300 680 836 1509"> <tr> <td data-bbox="300 680 467 1361">町長部局</td> <td data-bbox="467 680 836 1361"> 副町長 総務課 政策推進課 地域づくり推進課 防災課 税務課 総合福祉課 町民課 健康子育て課 子ども子育て支援室 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1361 467 1509">教育委員会</td> <td data-bbox="467 1361 836 1509"> 教育長 学校教育課 生涯学習スポーツ課 </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	町長部局	副町長 総務課 政策推進課 地域づくり推進課 防災課 税務課 総合福祉課 町民課 健康子育て課 子ども子育て支援室 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課	教育委員会	教育長 学校教育課 生涯学習スポーツ課	<p>第4節 雫石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組 織</p> <p>雫石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1" data-bbox="908 680 1444 1509"> <tr> <td data-bbox="908 680 1075 1361">町長部局</td> <td data-bbox="1075 680 1444 1361"> 副町長 総務課 総合政策課 防災課 税務課 福祉課 町民課 健康推進課 こども課 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 1361 1075 1509">教育委員会</td> <td data-bbox="1075 1361 1444 1509"> 教育長 学校教育課 生涯文化スポーツ課 </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	町長部局	副町長 総務課 総合政策課 防災課 税務課 福祉課 町民課 健康推進課 こども課 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課	教育委員会	教育長 学校教育課 生涯文化スポーツ課
町長部局	副町長 総務課 政策推進課 地域づくり推進課 防災課 税務課 総合福祉課 町民課 健康子育て課 子ども子育て支援室 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課									
教育委員会	教育長 学校教育課 生涯学習スポーツ課									
町長部局	副町長 総務課 総合政策課 防災課 税務課 福祉課 町民課 健康推進課 こども課 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課									
教育委員会	教育長 学校教育課 生涯文化スポーツ課									
修正理由	○ 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案				
4	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="300 680 836 1449"> <tr> <td data-bbox="300 680 467 1449"> 東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株) </td> <td data-bbox="467 680 836 1449"> (1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。 </td> </tr> </table> <p>6 [略]</p>	東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株)	(1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。	<p>第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="908 680 1444 1449"> <tr> <td data-bbox="908 680 1075 1449"> 東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株) <u>楽天モバ イル(株)</u> </td> <td data-bbox="1075 680 1444 1449"> (1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。 </td> </tr> </table> <p>6 [略]</p>	東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株) <u>楽天モバ イル(株)</u>	(1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。
東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株)	(1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。					
東日本電信 電話(株) 岩手支店 エヌ・テ イ・テイ・ コミュニケ ーションズ (株) ソフトバン ク(株) (株)NTT ドコモ KDDI (株) <u>楽天モバ イル(株)</u>	(1) 電気通信設備の整備 及び災害防止に関するこ と。 (2) 災害時における通信 の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧 に関すること。					

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案																										
	<p style="text-align: center;">7 公共的団体その他防災上重要な施設の 管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">雫石商工 会</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会</td> <td style="vertical-align: top;">(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一 般 病 院、診療 所</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 収容患者に対する災害時 の避難体制の確保に関する こと。 (2) 災害時における負傷者等 の受入れ及び医療救護に関 すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般運送 事 業 者</td> <td style="vertical-align: top;">災害時における緊急輸送に関 すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般燃料 供給事業 者</td> <td style="vertical-align: top;">災害時における緊急通行車 両、ライフライン施設等への燃 料の優先的な供給に関するこ と。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。	雫石商工 会	(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。	社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会	(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。	一 般 病 院、診療 所	(1) 収容患者に対する災害時 の避難体制の確保に関する こと。 (2) 災害時における負傷者等 の受入れ及び医療救護に関 すること。	一般運送 事 業 者	災害時における緊急輸送に関 すること。	一般燃料 供給事業 者	災害時における緊急通行車 両、ライフライン施設等への燃 料の優先的な供給に関するこ と。	<p style="text-align: center;">7 公共的団体その他防災上重要な施設の 管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 共同利用施設の災害応急 対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">雫石商工 会</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会</td> <td style="vertical-align: top;">(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>NPO 法人</u> <u>しずくい</u> <u>し</u> <u>雫石町建</u> <u>設協議会</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>(1) 災害時における障害物除</u> <u>去及び資機材の調達に関す</u> <u>ること。</u> <u>(2) 応急復旧工事に関するこ</u> <u>と。</u></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(一社)</u> <u>岩手県産</u> <u>業廃棄物</u> <u>協会県央</u> <u>支部</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>災害時における産業廃棄物の</u> <u>撤去、収集・運搬及び処分に関す</u> <u>ること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急 対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。	雫石商工 会	(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。	社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会	(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。	<u>NPO 法人</u> <u>しずくい</u> <u>し</u> <u>雫石町建</u> <u>設協議会</u>	<u>(1) 災害時における障害物除</u> <u>去及び資機材の調達に関す</u> <u>ること。</u> <u>(2) 応急復旧工事に関するこ</u> <u>と。</u>	<u>(一社)</u> <u>岩手県産</u> <u>業廃棄物</u> <u>協会県央</u> <u>支部</u>	<u>災害時における産業廃棄物の</u> <u>撤去、収集・運搬及び処分に関す</u> <u>ること。</u>
機 関 名	業 務 の 大 綱																											
新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。																											
雫石商工 会	(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。																											
社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会	(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。																											
一 般 病 院、診療 所	(1) 収容患者に対する災害時 の避難体制の確保に関する こと。 (2) 災害時における負傷者等 の受入れ及び医療救護に関 すること。																											
一般運送 事 業 者	災害時における緊急輸送に関 すること。																											
一般燃料 供給事業 者	災害時における緊急通行車 両、ライフライン施設等への燃 料の優先的な供給に関するこ と。																											
機 関 名	業 務 の 大 綱																											
新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急 対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 農林水産関係に係る県及 び町が実施する被害調査、 応急対策に対する協力に関 すること。 (3) 被災農林漁家に対する融 資及び融資のあっせんに関 すること。 (4) 被災農林漁家に対する種 苗その他営農資材の確保の あっせんに関すること。																											
雫石商工 会	(1) 災害時における物価安定 についての協力に関するこ と。 (2) 生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の確保につい ての協力に関すること。																											
社会福祉 法 人 雫石町社 会福祉協 議会	(1) ボランティア活動の普及 啓発に関すること。 (2) ボランティアの受付・登 録、情報提供及び連絡調整 に関すること。																											
<u>NPO 法人</u> <u>しずくい</u> <u>し</u> <u>雫石町建</u> <u>設協議会</u>	<u>(1) 災害時における障害物除</u> <u>去及び資機材の調達に関す</u> <u>ること。</u> <u>(2) 応急復旧工事に関するこ</u> <u>と。</u>																											
<u>(一社)</u> <u>岩手県産</u> <u>業廃棄物</u> <u>協会県央</u> <u>支部</u>	<u>災害時における産業廃棄物の</u> <u>撤去、収集・運搬及び処分に関す</u> <u>ること。</u>																											

本編 第1章 総則

頁	現 計 画		修 正 案	
	ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。	一般病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。	一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
	婦人消防協力隊	災害時における奉仕活動、協力に関すること。	一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
	観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関すること。 (2) 風評被害対策に関すること。	ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
	避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に関すること。 (2) 施設利用者等の避難誘導に関すること。	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
			婦人消防協力隊	災害時における奉仕活動、協力に関すること。
			観光団体	(3) 観光客等への周知及び避難誘導に関すること。 (4) 風評被害対策に関すること。
			避難促進施設	(3) 施設利用者等に対する周知に関すること。 (4) 施設利用者等の避難誘導に関すること。
修正理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
12	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p> <p>5～7 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
17	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <p>ア <u>通信情報連絡訓練</u></p> <p>イ <u>職員非常招集訓練</u></p> <p>ウ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p>エ 避難訓練</p> <p>オ <u>消防訓練</u></p> <p>カ <u>水防訓練</u></p> <p>キ <u>救出救助訓練</u></p> <p>ク <u>医療救護訓練</u></p> <p>ケ <u>施設復旧訓練</u></p> <p>コ <u>交通規制訓練</u></p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) <u>主要防災関係機関の参加</u></p> <p><u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。</u></p> <p><u>特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練も考慮する。</u></p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>地震、風水害、火山噴火等の想定に基づき</u>実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <p>ア <u>災害対策本部設置・運営訓練</u></p> <p>イ <u>通信情報連絡訓練</u></p> <p>ウ <u>職員非常招集訓練</u></p> <p>エ 避難訓練</p> <p>オ <u>避難所開設・運営訓練</u></p> <p>カ <u>救出・救助訓練</u></p> <p>キ <u>医療救護訓練</u></p> <p>ク <u>消防訓練</u></p> <p>ケ <u>水防訓練</u></p> <p>コ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p>サ <u>要配慮者を対象とした訓練</u></p> <p>シ <u>遺体対応訓練</u></p> <p>ス <u>多言語対応訓練</u></p> <p>セ <u>施設復旧訓練</u></p> <p>ソ <u>交通規制訓練</u></p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) <u>地域の実情を踏まえた災害想定訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際の災害想定を行う。</u></p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>(2) <u>地域住民等の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業等各種団体に参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。</u></p> <p>(3) <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、隣接市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練の実施も考慮する。</u></p> <p>(4) <u>教育機関等における訓練の実施</u> <u>児童、生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。</u></p> <p>(5) <u>要配慮者を対象とした訓練の実施</u> <u>医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u></p> <p>(6) <u>地域の実情を踏まえた災害想定</u> <u>訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、住民のみならず登山者や観光客等への対応についても想定し、より実際的な災害想定を行う。</u></p> <p>(7) <u>地震発生時の対応行動の習熟</u> <u>訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</u></p>	<p>(2) <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</u></p> <p>(3) <u>地域住民、教育機関等の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。</u> <u>また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。</u></p> <p>(4) <u>主要防災関係機関の参加</u> <u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。</u></p> <p>(5) <u>各種訓練の有機的な連携</u> <u>有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。</u></p>

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>(8) <u>各種訓練の有機的な連携</u> <u>有事の際の実際的な対応を想定し、</u> <u>関係機関が合同しての訓練、あるいは</u> <u>各訓練が有機的に連携した訓練を</u> <u>実施する。</u></p> <p>(9) <u>訓練災害対策本部の設置</u> <u>町に訓練災害対策本部を設置し、当</u> <u>該本部が中心となって通信情報連絡</u> <u>訓練、職員非常招集訓練等を実施す</u> <u>る。</u></p> <p>(10) <u>所有資機材等の活用</u> <u>訓練の実施に当たっては、自己の所</u> <u>有する専用車両、資機材を有効に活用</u> <u>する。</u></p>	
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
22	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>(1) 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>(1) 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画						
24	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 避難促進施設における避難確保計画</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山災害にあつては、町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。</p> <p>4 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">避 難 場 所</td> <td style="padding: 5px;">ア [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">ウ～カ [略]</td> </tr> </table> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(3) 町指定の避難場所等</p> <p>町が指定する避難場所（危険から身を守るために一時的に避難する場所）と指定避難所（避難生活がある程度長引くと考えられる場合に避難者が生活するための施設）</p>	避 難 場 所	ア [略]		イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。		ウ～カ [略]
避 難 場 所	ア [略]						
	イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。						
	ウ～カ [略]						

頁	修 正 案		
24	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援実 施者（消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、 避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災 対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 避難促進施設における避難確保計画</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山災害にあつては、町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓 練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の 支援に努める。 <u>[秋田駒ヶ岳火山災害における避難促進施設一覧 資料編2-5-1]</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定める など、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定し ておくよう努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">避 難 場 所</td> <td style="padding: 5px;">ア [略] イ <u>がけ</u>崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ～カ [略]</td> </tr> </table> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(3) 町指定の避難場所等</p> <p>町が指定する避難場所（危険から身を守るために一時的に避難する場所）と指定避難所（避難生活がある程度長引くと考えられる場合に避難者が生活するための施設）</p>	避 難 場 所	ア [略] イ <u>がけ</u> 崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ～カ [略]
避 難 場 所	ア [略] イ <u>がけ</u> 崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ～カ [略]		

頁	現 計 画
	<p>は、次のとおりとする。なお、町では、災害対策基本法に定められている異常な現象の種類のうち、災害履歴、災害想定等を勘案し、洪水、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）、地震、大規模火災、内水氾濫、火山現象の災害を対象として避難場所を指定している。</p> <p>2 感染症対策に配慮した避難所運営等</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

頁	修 正 案
	<p>は、次のとおりとする。なお、町では、災害対策基本法に定められている異常な現象の種類のうち、災害履歴、災害想定等を勘案し、洪水、土砂災害（<u>がけ</u>崩れ、土石流、地滑り）、地震、大規模火災、内水氾濫、火山現象の災害を対象として避難場所を指定している。</p> <p>2 感染症対策に配慮した避難所運営等</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

頁	現 計 画			
	避 難 場 所			
番号	避難対象地区	避難場所	所在地	広場面積 (㎡)
1	雫石地区	雫石小学校	源大堂 50 番地	7,200
2		雫石中学校	柿木 74 番地 1	28,900
3		雫石高等学校	柿木 36 番地 1	29,000
4		町営体育館	高前田 104 番地	13,700
5		総合運動公園	高前田 104 番地	56,300
6		雫石公民館	源大堂 71 番地 5	600
7		中央公民館	上曾根田 114 番地	3,100
8		アルペン記念公園	千刈田 77 番地 1	16,160
9		廣養寺	源大堂 54 番地	2,000
10		臨濟寺	下町 39 番地	2,500
11		永昌寺	下町 139 番地 1	1,000
12		青少年ホーム	千刈田 5 番地 4	1,100
13		七ツ森小学校	七ツ森 16 番地 240	11,300
14	御所地区	旧大村小学校	南畑第 14 地割 2 番地	10,100
15		旧南畑小学校	南畑第 32 地割 15 番地 26	10,800
16		老人憩の家鶯宿荘	鶯宿第 10 地割 21 番地 26	400
17		鶯宿運動場	南畑男助山 1 番地 29	51,600
18		御所小学校	西安庭第 41 地割 152 番地 1	11,400
19	御所公民館	西安庭第 40 地割 48 番地 9	4,200	
20	御明神地区	旧橋場小学校	橋場安栖 63 番地 2	11,500
21		橋場保育所	橋場安栖 72 番地 6	500
22		南農村公園	御明神石山 76 番地 1	5,500
23		御明神保育所	御明神高八卦 20 番地 2	1,100
24		御明神運動場	御明神高八卦 20 番地 1	10,400
25		御明神公民館	上野上野沢 5 番地	2,200
26		御明神小学校	上野上屋敷 26 番地	14,200
27	西山地区	旧上長山小学校	長山早坂 260 番地	19,400
28		旧西根小学校	西根上駒木野 184 番地 1	12,800
29		西根保育所	西根大宮 136 番地 9	1,300
30		西山公民館	長山西寄内 95 番地 1	4,200
31		西山運動場	長山猿子 98 番地 1	10,500
32		西山小学校	長山羽上 81 番地	13,000

頁	修 正 案			
	避 難 場 所			
番号	避難対象地区	避難場所	所在地	広場面積 (㎡)
1	雫石地区	雫石小学校	源大堂 50 番地	7,200
2		雫石中学校	柿木 74 番地 1	28,900
3		雫石高等学校	柿木 36 番地 1	29,000
4		町営体育館	高前田 104 番地	13,700
5		総合運動公園	高前田 104 番地	56,300
6		雫石公民館	源大堂 71 番地 5	600
7		中央公民館	上曾根田 114 番地	3,100
8		アルペン記念公園	千刈田 77 番地 1	16,160
9		廣養寺	源大堂 54 番地	2,000
10		臨濟寺	下町 39 番地	2,500
11		永昌寺	下町 139 番地 1	1,000
12		青少年ホーム	千刈田 5 番地 4	1,100
13		七ツ森小学校	七ツ森 16 番地 240	11,300
14	御所地区	旧大村小学校	南畑第 14 地割 2 番地	10,100
15		<u>鶯宿温泉スポーツセンター</u>	南畑第 32 地割 15 番地 26	10,800
16		老人憩の家鶯宿荘	鶯宿第 10 地割 21 番地 26	400
17		鶯宿運動場	南畑男助山 1 番地 29	51,600
18		御所小学校	西安庭第 41 地割 152 番地 1	11,400
19	御所公民館	西安庭第 40 地割 48 番地 9	4,200	
20	御明神地区	旧橋場小学校	橋場安栖 63 番地 2	11,500
21		<u>旧</u> 橋場保育所	橋場安栖 72 番地 6	500
22		南農村公園	御明神石山 76 番地 1	5,500
23		御明神保育所	御明神高八卦 20 番地 2	1,100
24		御明神運動場	御明神高八卦 20 番地 1	10,400
25		御明神公民館	上野上野沢 5 番地	2,200
26		御明神小学校	上野上屋敷 26 番地	14,200
27	西山地区	旧上長山小学校	長山早坂 260 番地	19,400
28		旧西根小学校	西根上駒木野 184 番地 1	12,800
29		西根保育所	西根大宮 136 番地 9	1,300
30		西山公民館	長山西寄内 95 番地 1	4,200
31		西山運動場	長山猿子 98 番地 1	10,500
32		西山小学校	長山羽上 81 番地	13,000

指 定 避 難 所 (収容施設)

番号	地区	避難施設名	電話番号 ※1	対 象 地 区	収容可能人員※2	
					通常の 災害時	感染症 対策時
1	雫石	雫石小学校	692-2203	中町一・二・三、下町一・二・三・四	980	580
2		雫石中学校	692-0321	林、上町一・二、上町三	1,640	980
3		雫石高等学校	692-3254	谷地、晴山	1,200	720
4		町営体育館	692-5030	高前田一・二	750	450
5		雫石公民館	692-3458	駅前	110	60
6		中央公民館	692-4181	長根、黒沢川、元御所	260	160
7		青少年ホーム	692-0611	中沼、陽和郷	130	80
8		七ツ森小学校	692-0571	板橋、七ツ森、東町、小岩井	560	340
9	御所	旧大村小学校	692-6572	馬場、大村、男助	310	180
10		旧南畑小学校	692-4181	鶯宿、赤滝、外榭沢、榭沢、矢用	590	350
11		老人憩の家鶯宿荘	695-2526		70	40
12		御所小学校	692-2206	天戸、安庭、町場、九十九沢、矢櫃	460	270
13		御所公民館	692-2214	片子沢、籬野	270	160
14	御明神	旧橋場小学校	692-6572	橋場、安栖、山津田	350	210
15		橋場保育所	692-6489	小赤沢	40	20
16		御明神保育所	692-2315	滝沢、南、天瀬、天川	70	40
17		御明神公民館	692-3228	中南、中島、黒沢、まがき	140	80
18	神	御明神小学校	692-3204	下春木場、上春木場、和野、上和野、上野沢、横欠、土橋、岩持、谷地、下川原	500	300
19	西山	旧上長山小学校	692-6407	網張、盆花、極楽野、五区、六区	530	310
20		旧西根小学校	692-6417	上西根、八丁野、西根谷地、上駒木野、駒木野、篠崎	490	290
21		西根保育所	693-2223	葛根田	80	50
22		西山公民館	693-3321	七区、八区、野中	360	220
23		西山小学校	692-2224	小松、林崎	540	320

※1 [略]

※2 [略]

指 定 避 難 所 (収容施設)

番号	地区	避難施設名	電話番号 ※1	対 象 地 区	収容可能人員※2	
					通常の 災害時	感染症 対策時
1	雫石	雫石小学校	692-2203	中町一・二・三、下町一・二・三	980	580
2		雫石中学校	692-0321	林、上町一・二、上町三	1,640	980
3		雫石高等学校	692-3254	谷地、晴山	1,200	720
4		町営体育館	692-5030	高前田一・二	750	450
5		雫石公民館	692-3458	駅前	110	60
6		中央公民館	692-4181	長根、黒沢川、元御所	260	160
7		青少年ホーム	692-0611	中沼、陽和郷	130	80
8		七ツ森小学校	692-0571	板橋、七ツ森、東町、小岩井	560	340
9	御所	旧大村小学校	692-6572	馬場、大村、男助	310	180
10		<u>鶯宿温泉スポーツセンター</u>	692-4181	鶯宿、赤滝、外榭沢、榭沢、矢用	590	350
11		老人憩の家鶯宿荘	695-2526		70	40
12		御所小学校	692-2206	天戸、安庭、町場、九十九沢、矢櫃	460	270
13		御所公民館	692-2214	片子沢、籬野	270	160
14	御明神	旧橋場小学校	692-6572	橋場、安栖、山津田	350	210
15		<u>旧橋場</u> 保育所	692-6489	小赤沢	40	20
16		御明神保育所	692-2315	滝沢、南、天瀬、天川	70	40
17		御明神公民館	692-3228	中南、中島、黒沢、まがき	140	80
18		御明神小学校	692-3204	下春木場、上春木場、和野、上和野、 上野沢、横欠、土橋、岩持、谷地、 下川原	500	300
19	西山	旧上長山小学校	692-6407	網張、盆花、極楽野、五区、六区	530	310
20		旧西根小学校	692-6417	上西根、八丁野、西根谷地、上駒木 野、駒木野、篠崎	490	290
21		西根保育所	693-2223	葛根田	80	50
22		西山公民館	693-3321	七区、八区、野中	360	220
23		西山小学校	692-2224	小松、林崎	540	320

※1 [略]

※2 [略]

災害種別による避難場所及び指定避難所

番号	避難対象地区	避難場所	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	避難所との重複
1	雫石地区	雫石小学校	○	○	○	○	○	○	○
2		雫石中学校	○	○	○	○	○	○	○
3		雫石高等学校	○	○	○	○	○	○	○
4		町営体育館	○	○	○	○	○	○	○
5		総合運動公園			○	○		○	
6		雫石公民館	○	○	○	○	○	○	○
7		中央公民館		○	○	○		○	○
8		アルペン記念公園			○	○		○	
9		廣養寺			○	○		○	
10		臨濟寺			○	○		○	
11		永昌寺			○	○		○	
12		青少年ホーム		○	○	○		○	○
13		七ツ森小学校	○	○	○	○	○	○	○
14	御所地区	旧大村小学校	○	○	○	○	○	○	○
15		旧南畑小学校	○	○	○	○	○	○	○
16		老人憩の家鶯宿荘	○	○	○	○	○	○	○
17		鶯宿運動場			○	○		○	
18		御所小学校	○	○	○	○	○	○	○
19	御所公民館			○	○		○	○	
20	御明神地区	旧橋場小学校	○		○	○	○		○
21		橋場保育所	○		○	○	○		○
22		南農村公園			○	○		○	
23		御明神保育所	○	○	○	○	○	○	○
24		御明神運動場			○	○		○	
25		御明神公民館		○	○	○		○	○
26		御明神小学校		○	○	○		○	○
27	西山地区	旧上長山小学校	○	○	○	○	○		○
28		旧西根小学校	○	○	○	○	○	○	○
29		西根保育所	○	○	○	○	○	○	○
30		西山公民館	○	○	○	○	○	○	○
31		西山運動場			○	○		○	
32		西山小学校	○	○	○	○	○	○	○

【表の見方】 ○：対象の災害発生時に避難場所となる施設又は場所

(注) 1 [略]

2 [略]

3 [略]

災害種別による避難場所及び指定避難所

番号	避難対象地区	避難場所	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	避難所との重複
1	雫石地区	雫石小学校	○	○	○	○	○	○	○
2		雫石中学校	○	○	○	○	○	○	○
3		雫石高等学校	○	○	○	○	○	○	○
4		町営体育館	○	○	○	○	○	○	○
5		総合運動公園			○	○		○	
6		雫石公民館	○	○	○	○	○	○	○
7		中央公民館		○	○	○		○	○
8		アルペン記念公園			○	○		○	
9		廣養寺			○	○		○	
10		臨濟寺			○	○		○	
11		永昌寺			○	○		○	
12		青少年ホーム		○	○	○		○	○
13		七ツ森小学校	○	○	○	○	○	○	○
14	御所地区	旧大村小学校	○	○	○	○	○	○	○
15		<u>鶯宿温泉スポーツセンター</u>	○	○	○	○	○	○	○
16		老人憩の家鶯宿荘	○	○	○	○	○	○	○
17		鶯宿運動場			○	○		○	
18		御所小学校	○	○	○	○	○	○	○
19	御所公民館			○	○		○	○	
20	御明神地区	旧橋場小学校	○		○	○	○		○
21		<u>旧橋場</u> 保育所	○		○	○	○		○
22		南農村公園			○	○		○	
23		御明神保育所	○	○	○	○	○	○	○
24		御明神運動場			○	○		○	
25		御明神公民館		○	○	○		○	○
26	御明神小学校		○	○	○		○	○	
27	西山地区	旧上長山小学校	○	○	○	○	○		○
28		旧西根小学校	○	○	○	○	○	○	○
29		西根保育所	○	○	○	○	○	○	○
30		西山公民館	○	○	○	○	○	○	○
31		西山運動場			○	○		○	
32		西山小学校	○	○	○	○	○	○	○

【表の見方】 ○：対象の災害発生時に避難場所となる施設又は場所

(注) 1 [略]

2 [略]

3 [略]

頁	現 計 画
	<p>4 避難道路の整備等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町指定の避難道路</p> <p>ア 町は、避難道路は、次に該当する道路の中から指定する。</p> <p>(ア) 一般国道、主要地方道を中心とする幹線道路</p> <p>(イ) 防災拠点へのアクセス道路</p> <p>(ウ) 上記道路の代替道路</p> <p>イ 町本部長が指定する避難道路は、国道 46 号および県道及び町道とする。ただし、災害状況に応じて、<u>下記事項に留意し、避難道路を選択して避難することとする。</u></p> <p><u>(ア) 道路付近に延焼及び倒壊の危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p> <p><u>(イ) 通行不能ではないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 浸水、土砂崩れ等の危険性のない道路であること。</u></p> <p style="text-align: right;">[主な避難道路一覧 資料編2-5-1]</p> <p>第 4～5 [略]</p> <p>第 6 避難に関する広報</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び町は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、<u>岩手山モバイル登山届システム</u>、スマートフォンアプリや登録制メールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。</p> <p>第 7 [略]</p>
修正理由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正

頁	修 正 案
	<p>4 避難道路の整備等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町指定の避難道路</p> <p>ア 町は、避難道路は、次に該当する道路の中から指定する。</p> <p>(ア) 一般国道、主要地方道を中心とする幹線道路</p> <p>(イ) 防災拠点、避難所へのアクセス道路</p> <p>(ウ) 上記道路の代替道路</p> <p>イ 町本部長が指定する避難道路は、国道46号および県道及び町道とする。ただし、災害状況に応じて、避難道路を選択して避難することとする。</p> <p style="text-align: right;">[主な避難道路一覧 資料編2-5-2]</p> <p>第4～5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び町は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、スマートフォンアプリや登録制メールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。</p> <p>第7 [略]</p>
<p>修 正 理 由</p>	<p><input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正</p> <p><input type="radio"/> 所要の修正</p>

頁	現 計 画	修 正 案
39	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町及び防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援するものとし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 町は、<u>避難情報の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難行動支援プラン等を策定、見直しするとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、地域における複数の避難支援者を定める等、避難行動要支援者個別計画を策定する。</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1 町及び防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援するものとし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」<u>（令和3年5月改訂）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる</u>体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 町は、<u>要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、地域における複数の避難支援者<u>等関係者</u>を定める等、避難行動要支援者個別計画を策定する。</p>

	<p>(2)～(7) [略]</p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団・自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者に対する迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 社会福祉施設等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 町は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</p> <p>(5)～(6) [略]</p>	<p>(2)～(7) [略]</p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団・自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>6 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 社会福祉施設等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。</p> <p style="text-align: right;">[社会福祉施設一覧 資料編2-6-1]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 外国人の安全確保対策について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</p> <p>(5)～(6) [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
43	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の整備計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 町の役割</p> <p>1 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等(要配慮者)の多様なニーズに配慮する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第4 住民及び事業所の役割</p> <p>1 町民の役割</p> <p>各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。</p> <div data-bbox="276 1265 826 1512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>2 [略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の整備計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 町の役割</p> <p>1 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者</u>、乳幼児及び妊産婦等(要配慮者)の多様なニーズに配慮する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第4 住民及び事業所の役割</p> <p>1 町民の役割</p> <p>各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。</p> <div data-bbox="882 1265 1433 1601" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料(<u>アレルギー対応含む</u>)、ラジオ、懐中電灯・ローソク、<u>予備電池</u>、医薬品、携帯トイレ、<u>下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品</u>、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>2 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

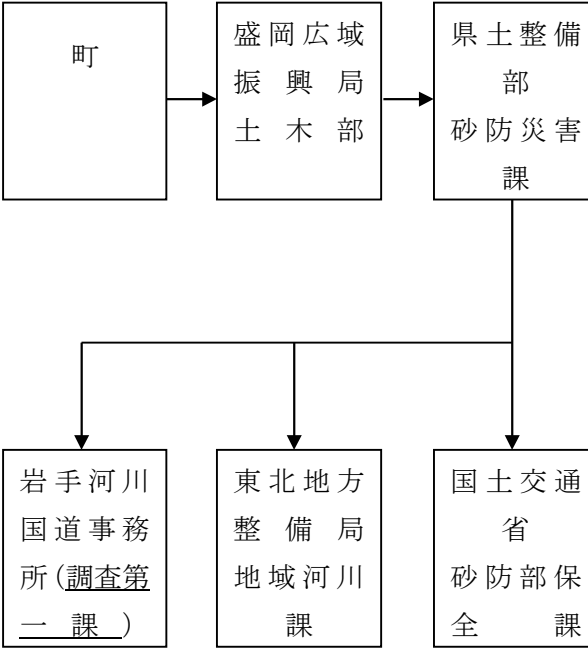
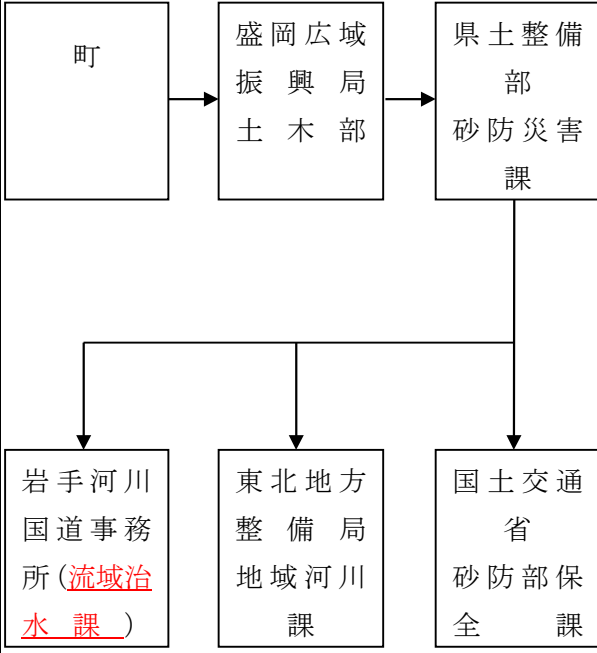
頁	現 計 画	修 正 案
57	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流等により洪水調節機能強化を推進するものとする。</u></p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 治山事業</p> <p>1 <u>本町における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていくものとする。</u></p> <p>2 <u>山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。</u></p> <p>3 <u>農林水産省林野庁及び地方公共団体は、流木災害の発生するおそれのある森林について、間伐等の森林整備や、状況に応じて流木捕捉式治山ダムの設置などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p>	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第3～第6 [略]</p> <p>第7 治山事業</p> <p>1 <u>山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の治山対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。</u></p> <p>2 <u>本町における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。</u></p> <p>3 <u>国や県の山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、町における避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や県との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。</u> <u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわ</u></p>

	<p>第8 [略]</p> <p>第9 浸水想定区域の把握及び周知</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 町は、洪水予報の伝達方法、避難場所等について、ハザードマップ等を利用して住民に周知するよう努める。</p> <p>第10 [略]</p> <p>第11 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p><u>たる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p> <p>第8 [略]</p> <p>第9 浸水想定区域の把握及び周知</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 町は、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設について、ハザードマップ等を利用して住民に周知するよう努める。</p> <p>第10 [略]</p> <p>第11 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p><u>1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>2 県及び町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
61	<p>第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>第 14 節 雪害予防計画</p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。</u></p> <p><u>(13) 町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 雪害予防の普及啓発</p> <p><u>町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>また、町は県が事故防止対策のため、様々収集した情報を受けるものとする。</u></p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
64	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 山地災害予防 山地災害危険地区(地すべり危険地区及び雪崩危険地区を除く。)は、<u>98</u>箇所(国有林地内<u>63</u>、民有林地内<u>35</u>)あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進するものとする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進 1～5 [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表 1 [略] 2 発表・解除基準 (1) 大雨警報(土砂災害)が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。 また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p>	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 山地災害予防 山地災害危険地区(地すべり危険地区及び雪崩危険地区を除く。)は、<u>104</u>箇所(国有林地内<u>67</u>、民有林地内<u>37</u>)あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進するものとする。</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進 1～5 [略] <u>6 町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u> <u>また、町は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。</u></p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表 1 [略] 2 発表・解除基準 (1) 大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の<u>うえ</u>、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。 また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p>

<p>(2) [略]</p> <p>3 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、<u>避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供 [略]</p> <p>※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1 kmメッシュごとに色分けした地図情報を町に提供する。</p>	<p>(2) [略]</p> <p>3 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。</u> <u>また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、<u>警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供 [略]</p> <p>※1 警戒避難判定参考情報として、危険度を1 kmメッシュごとに色分けした地図情報を町に提供する。</p> <p>※2 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り</p>
---	--

<p>第8 [略]</p> <p>第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p> 	<p style="text-align: center;"><u>込みに活用</u></p> <p>第8 [略]</p> <p>第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p> 
<p>修正理由</p>	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>

頁	現 計 画	修 正 案
73	<p>第 17 節 林野火災予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 現状</p> <p>1 森林の現状</p> <p>本町の現況森林面積は、49,503ha（国有林 32,152ha、民有林 17,351ha）であり、森林の占める割合は、町土の 81.3%に及ぶ。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 3 [略]</p>	<p>第 17 節 林野火災予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 現状</p> <p>1 森林の現状</p> <p>本町の現況森林面積は、<u>49,481</u>ha（国有林 <u>32,130</u>ha、民有林 17,351ha）であり、森林の占める割合は、町土の <u>81.2</u>%に及ぶ。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 3 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
75	<p>第 18 節 農業災害予防計画</p> <p>第 1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>長期</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p> <p>第 2～第 3 [略]</p>	<p>第 18 節 農業災害予防計画</p> <p>第 1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>季節</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p> <p>第 2～第 3 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
77	<p>第19節 防災ボランティア育成計画</p> <p>画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="269 642 823 1402"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部</td> <td>地域づくり推進課</td> <td>自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総合福祉課</td> <td>ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td>婦人会等が行う活動内容の調整、協議</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 業 務	企画部	地域づくり推進課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議	保健福祉部	総合福祉課	ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導	教育部	生涯学習スポーツ課	婦人会等が行う活動内容の調整、協議	<p>第19節 防災ボランティア育成計画</p> <p>画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="879 642 1433 1402"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部</td> <td>総合政策課</td> <td>自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>生涯文化スポーツ課</td> <td>婦人会等が行う活動内容の調整、協議</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 業 務	企画部	総合政策課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議	保健福祉部	福祉課	ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導	教育部	生涯文化スポーツ課	婦人会等が行う活動内容の調整、協議
部	課	担 当 業 務																								
企画部	地域づくり推進課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議																								
保健福祉部	総合福祉課	ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導																								
教育部	生涯学習スポーツ課	婦人会等が行う活動内容の調整、協議																								
部	課	担 当 業 務																								
企画部	総合政策課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議																								
保健福祉部	福祉課	ア 防災ボランティア活動の普及啓発 イ 防災ボランティアの受入体制の整備 ウ 町社会福祉協議会等との連携及び指導																								
教育部	生涯文化スポーツ課	婦人会等が行う活動内容の調整、協議																								
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案
79	<p>第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 町及び商工会は、<u>中小企業等による事業継続力強化計画</u>に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、<u>連携して事業継続力強化支援計画の策定</u>に努める。</p> <p>5 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>第2～3 [略]</p>	<p>第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 町及び商工会は、<u>策定した</u>事業継続力強化<u>支援</u>計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及の促進に努める。</p> <p>5 町は、<u>策定した事業継続力強化支援計画に基づき</u>あらかじめ商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>第2～3 [略]</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画										
79	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p style="padding-left: 2em;">災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施するとともに、本部長が特に必要と認めた場合は、災害対策本部の分掌事務に準じた対応を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">政策推進課</td> <td> ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域づくり推進課</td> <td> ア 地区公民館等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総合福祉課</td> <td> ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康子育て課</td> <td> ア 健康センター、<u>保育所等</u>の被害情報の収集 イ 施設利用者、<u>入所児童等</u>の被害情報の収集 ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">生涯学習スポーツ課</td> <td> ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	政策推進課	ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること	地域づくり推進課	ア 地区公民館等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。	総合福祉課	ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること	健康子育て課	ア 健康センター、 <u>保育所等</u> の被害情報の収集 イ 施設利用者、 <u>入所児童等</u> の被害情報の収集 ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>	生涯学習スポーツ課	ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。
政策推進課	ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること										
地域づくり推進課	ア 地区公民館等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。										
総合福祉課	ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること										
健康子育て課	ア 健康センター、 <u>保育所等</u> の被害情報の収集 イ 施設利用者、 <u>入所児童等</u> の被害情報の収集 ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>										
生涯学習スポーツ課	ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること。										

頁	修 正 案										
79	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）</u>の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>3～10 [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施するとともに、本部長が特に必要と認めた場合は、災害対策本部の分掌事務に準じた対応を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>総合</u>政策課</td> <td> ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること エ <u>旧大村小学校、旧橋場小学校の被害情報の収集</u> オ <u>施設利用者等の被害情報の収集</u> カ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">福祉課</td> <td> ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康<u>推進</u>課</td> <td> ア 健康センターの被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">こども課</td> <td> ア <u>保育所等の被害情報の収集</u> イ <u>入所児童等の被害情報の収集</u> ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">生涯<u>文化</u>スポーツ課</td> <td> ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	<u>総合</u> 政策課	ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること エ <u>旧大村小学校、旧橋場小学校の被害情報の収集</u> オ <u>施設利用者等の被害情報の収集</u> カ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>	福祉課	ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること	健康 <u>推進</u> 課	ア 健康センターの被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集	こども課	ア <u>保育所等の被害情報の収集</u> イ <u>入所児童等の被害情報の収集</u> ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>	生涯 <u>文化</u> スポーツ課	ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること
<u>総合</u> 政策課	ア 警戒情報の広報・発信に関すること イ セツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ 避難所の設置、運営の統制に関すること エ <u>旧大村小学校、旧橋場小学校の被害情報の収集</u> オ <u>施設利用者等の被害情報の収集</u> カ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>										
福祉課	ア 社会福祉施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること										
健康 <u>推進</u> 課	ア 健康センターの被害情報の収集 イ 施設利用者等の被害情報の収集										
こども課	ア <u>保育所等の被害情報の収集</u> イ <u>入所児童等の被害情報の収集</u> ウ <u>指定避難所の施設の管理に関すること</u>										
生涯 <u>文化</u> スポーツ課	ア 社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ 施設利用者の被害情報の収集 ウ 指定避難所の施設の管理に関すること										

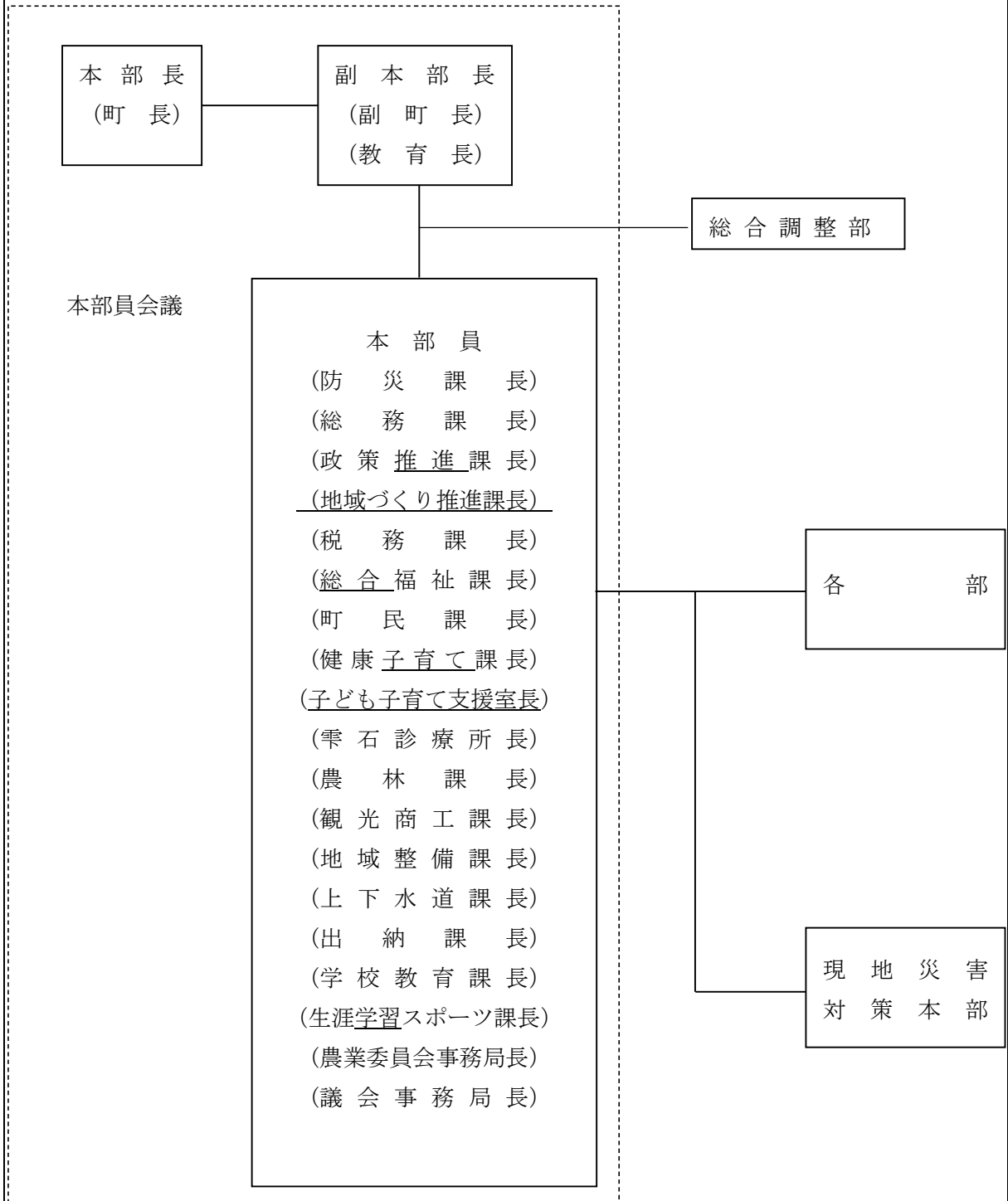
頁	現 計 画
	<p>(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p>

頁	修 正 案
	<p>(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

雫石町災害対策本部の組織

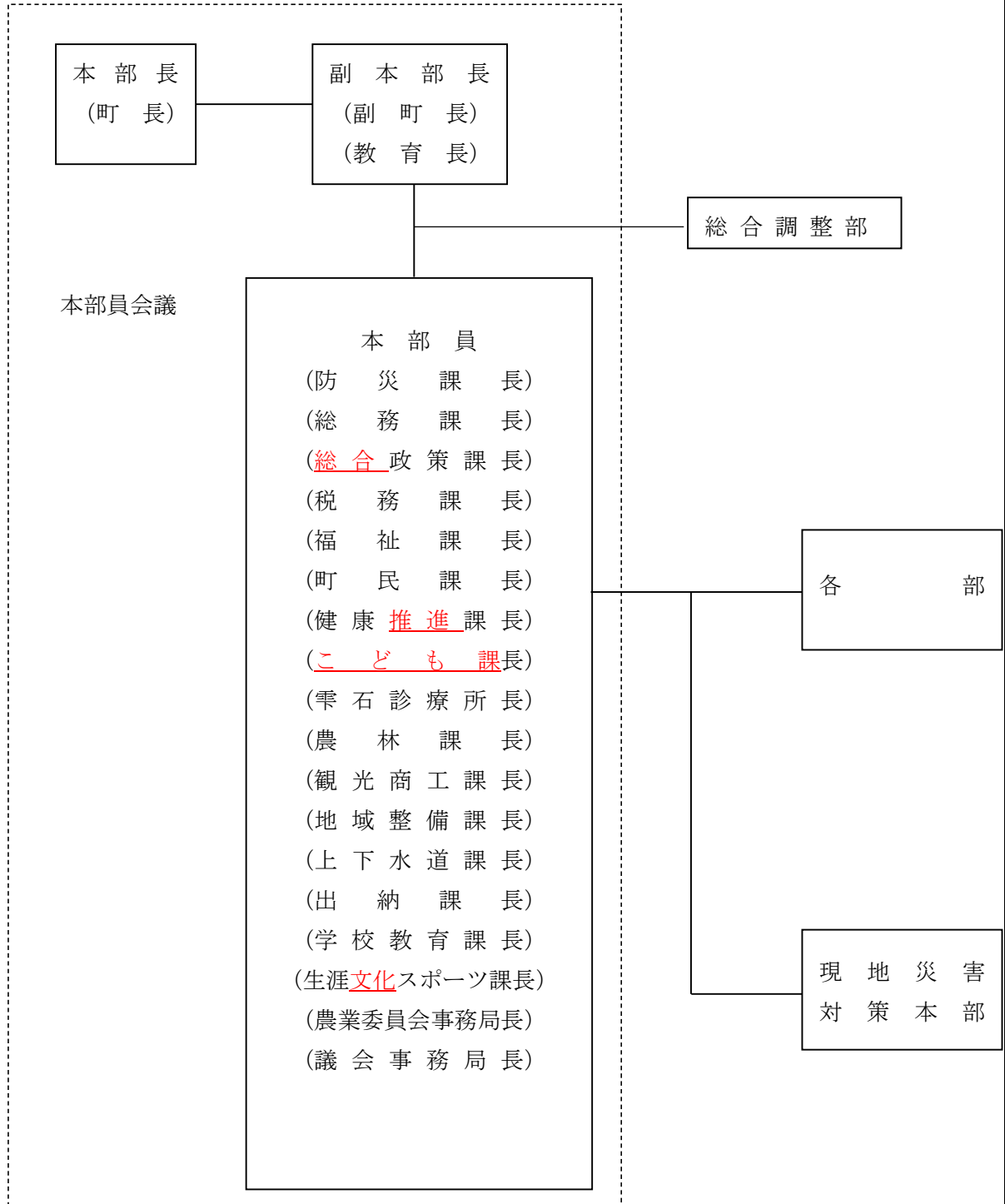


※部長は、防災課長、総務課長、政策推進課長、総合福祉課長、農林課長、地域整備課長、学校教育課長とし、その他の課長は副部長とする。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

雫石町災害対策本部の組織



※部長は、防災課長、総務課長、総合政策課長、福祉課長、農林課長、地域整備課長、学校教育課長とし、その他の課長は副部長とする。

頁	現 計 画			
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策 本部長 (町長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策 副本部長 (副町長) (教育長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策 本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(防災課長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">総務課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">政策推進課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地域づくり 推進課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">税務課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">総合福祉課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">町民課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">健康子育て課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">子ども子育て 支援室長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">診療所事務長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">農林課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">観光商工課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地域整備課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">上下水道課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">出納課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">教育委員会 学校教育課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">教育委員会 生涯学習 スポーツ課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">農業委員会 事務局長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">議会事務局長</div> </div>	部 名	部 長	副 部 長	部 員
	総合調整部	防災課長		防災課員
	総務部	総務課長	総務部 担当課長	総務課員 議会事務局員 監査委員事務局員 税務課員 出納課員
	企画部	政策推進 課長	企画部 担当課長	政策推進課員 地域づくり推進課員
	保健福祉部	総合福祉 課長	保健福祉部 担当課長	総合福祉課員 町民課員 健康子育て課員 雫石診療所員
	産業振興部	農林課長	産業振興部 担当課長	農林課員 観光商工課員 農業委員会事務局員 御所防災ダム所員
	地域整備部	地域整備 課長	地域整備部 担当課長	地域整備課員 上下水道課員
	教育部	学校教育 課長	教育部 担当課長	学校教育課員 生涯学習スポーツ課員

災害対策
本部長
(町長)

災害対策
副本部長
(副町長)
(教育長)

災害対策
本 部

(防災課長)
 総務課長
総合政策課長
 税務課長
 福祉課長
 町民課長
 健康推進課長
こども課長
 診療所事務長
 農林課長
 観光商工課長
 地域整備課長
 上下水道課長
 出納課長
 教育委員会
 学校教育課長
 教育委員会
 生涯文化
 スポーツ課長
 農業委員会
 事務局長
 議会事務局長

部 名	部 長	副 部 長	部 員
総合調整部	防災課長		防災課員
総務部	総務課長	総務部 担当課長	総務課員 議会事務局員 監査委員事務局員 税務課員 出納課員
企画部	<u>総合</u> 政策 課 長		<u>総合</u> 政策課員
保健福祉部	福祉課長	保健福祉部 担当課長	福祉課員 町民課員 健康 <u>推進</u> 課員 <u>こども</u> 課員 零石診療所員
産業振興部	農林課長	産業振興部 担当課長	農林課員 観光商工課員 農業委員会事務局員 御所防災ダム所員
地域整備部	地域整備 課 長	地域整備部 担当課長	地域整備課員 上下水道課員
教育部	学校教育 課 長	教育部 担当課長	学校教育課員 生涯 <u>文化</u> スポーツ課員

頁	現 計 画		
	<p>(3) 分掌事務 災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。</p>		
企 画 部	政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報の整理・共有に関する事 イ 避難所の設置及び運営の統制に関する事 ウ 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事 エ 災害復旧長期計画の総合調整に関する事 オ 災害広報・情報発信に関する事 カ 災害現場の撮影収集記録等に関する事 キ セツ森地域交流センターの被害調査及び応急対策に関する事 ク 応急対策予算の調整に関する事 	
	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ア 地区公民館等の被害調査及び応急対策に関する事 イ 指定避難施設の管理に関する事 ウ 自主防災組織との連絡調整に関する事 	
保健福祉部	総合福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法の適用に関する手続き事務全般に関する事 イ 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 ウ 衣料、寝具その他生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、供給及びあっせんに関する事 エ 義援物資及び義援金に関する事 オ 被災者に対する厚生援護対策に関する事 カ 食料品取扱機関との連絡に関する事 キ ボランティア、町社会福祉協議会、福祉避難所との連絡調整に関する事 ク 要支援者の安否確認に関する事 ケ 被災者の生活相談及び支援、苦情の受付に関する事 コ 指定避難施設の管理に関する事 サ 避難所における健康相談に関する事 	

頁	修 正 案	
	<p>(3) 分掌事務 災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。</p>	
企 画 部	<u>総合</u> 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報の整理・共有に関する事 イ 避難所の設置及び運営の統制に関する事 ウ 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事 エ 災害復旧長期計画の総合調整に関する事 オ 災害広報・情報発信に関する事 カ 災害現場の撮影収集記録等に関する事 キ セツ森地域交流センターの被害調査及び応急対策に関する事 ク 応急対策予算の調整に関する事 <u>ケ 旧大村小学校、旧橋場小学校の被害調査及び応急対策に関する事</u> <u>コ 指定避難施設の管理に関する事</u> <u>サ 自主防災組織との連絡調整に関する事</u>
保健福祉部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法の適用に関する手続き事務全般に関する事 イ 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 ウ 衣料、寝具その他生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、供給及びあっせんに関する事 エ 義援物資及び義援金に関する事 オ 被災者に対する厚生援護対策に関する事 カ 食料品取扱機関との連絡に関する事 キ ボランティア、町社会福祉協議会、福祉避難所との連絡調整に関する事 ク 要支援者の安否確認に関する事 ケ 被災者の生活相談及び支援、苦情の受付に関する事 コ 指定避難施設の管理に関する事 サ 避難所における健康相談に関する事

頁	現 計 画	
	健康子育て課	ア 被災地の感染症予防に関すること イ 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ 応急医療の総合調整に関すること エ 医薬品の確保及び配分に関すること オ 患者の搬送に関すること カ 環境衛生、食品衛生等の保持に関すること キ 保健指導に関すること ク 災害時における応急医療及び助産に関すること ケ 医療の応援要請及び動員に関すること コ 救護所の設置に関すること サ 避難所における健康相談に関すること シ <u>保育所及び児童館の被害調査及び応急対策に関すること</u> ス <u>児童福祉施設の児童の避難安全に関すること</u> セ 被災者に対する厚生援護対策に関すること ソ 要支援者の安否確認に関すること タ 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること チ <u>指定避難施設の管理に関すること</u>
	教 育 部 生涯学習スポーツ課	ア 文化財及び社会教育施設、社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること イ 指定避難施設の管理に関すること ウ 災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡調整に関すること
(4)～(9) [略] 第3～第5 [略]		
修正理由	○ 所要の修正	

頁	修 正 案	
	健康 <u>推進</u> 課	ア 被災地の感染症予防に関すること イ 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ 応急医療の総合調整に関すること エ 医薬品の確保及び配分に関すること オ 患者の搬送に関すること カ 環境衛生、食品衛生等の保持に関すること キ 保健指導に関すること ク 災害時における応急医療及び助産に関すること ケ 医療の応援要請及び動員に関すること コ 救護所の設置に関すること サ 避難所における健康相談に関すること <u>シ</u> 被災者に対する厚生援護対策に関すること <u>ス</u> 要支援者の安否確認に関すること <u>セ</u> 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること
	<u>こども課</u>	<u>ア 保育所及び児童館の被害調査及び応急対策に関すること</u> <u>イ 児童福祉施設の児童の避難安全に関すること</u> <u>ウ 指定避難施設の管理に関すること</u>
教 育 部	生涯 <u>文化</u> スポ ーツ課	ア 文化財及び社会教育施設、社会体育施設の被害調査及び 応急対策に関すること イ 指定避難施設の管理に関すること ウ 災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡調整に関する こと
(4)～(9) [略] 第3～第5 [略]		
修 正 理 由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画										
99	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象に関する情報</td> <td style="text-align: center;">気 象 情 報</td> <td> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1] </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記録的短時間大雨情報</td> <td> 大雨警報発表中の町内において、キキクルの「非常に危険」(うす紫) が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竜巻注意情報</td> <td> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、<u>大雨注意報などの基準</u>を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>		種 類	内 容	気象に関する情報	気 象 情 報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「非常に危険」(うす紫) が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
	種 類	内 容									
気象に関する情報	気 象 情 報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]									
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「非常に危険」(うす紫) が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。									
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。									

頁	修 正 案											
99	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象に関する情報</td> <td style="text-align: center;">岩手県気象情報</td> <td> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1] </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記録的短時間大雨情報</td> <td> 大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竜巻注意情報</td> <td> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>			種 類	内 容	気象に関する情報	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
	種 類	内 容										
気象に関する情報	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 [雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]										
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。										
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。										

頁	現 計 画	
ウ 注意報の種類と発表基準		
種 類		発 表 基 準 ※2
気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
	雷 注 意 報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害 <u>についての注意喚起が付加</u> されることもある。急な強い雨への <u>注意についても</u> 雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した <u>場合</u> に発表する。
洪 水 注 意 報		河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認</u> するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
<u>地面現象注意報</u> ※1		大雨、大雪等による <u>山崩れ、地すべり等</u> により災害が発生するおそれがあると予想される場合
注) ※1 <u>地面現象注意報</u> 及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。		
※2 [略]		
エ 警報の種類		
洪 水 警 報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。</u> 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
<u>地面現象警報</u> ※1		大雨、大雪等による <u>山崩れ、地すべり等</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
注) ※1 <u>地面現象警報</u> 及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。		
※2 [略]		

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準 ※2
気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる <u>災害リスクの再確認等</u> 、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
	雷 注 意 報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害 <u>への注意喚起</u> が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した <u>とき</u> に発表する。
洪 水 注 意 報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
<u>土砂崩れ</u> 注意報 ※1		大雨、大雪等による <u>土砂崩れ</u> により災害が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

※2 [略]

エ 警報の種類

洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> 挙げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
<u>土砂崩れ</u> 警報 ※1	大雨、大雪等による <u>土砂崩れ</u> により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

注) ※1 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※2 [略]

頁	現 計 画	
	オ キキクル（警報の危険度分布等）の種類	
種 類	概 要	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	

頁	修 正 案	
	オ キキクル（警報の危険度分布等）の種類	
		概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）		<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）		<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

頁	現 計 画		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="274 206 523 624">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="523 206 1433 624"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及び<u>その他河川</u>）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p> </td> </tr> </table>	流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及び<u>その他河川</u>）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及び<u>その他河川</u>）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>		
	<p>カ 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 730 647 1014"> <p><u>地面現象特別警報</u> ※1</p> </td> <td data-bbox="647 730 1442 1014"> <p>大雨、大雪等による<u>山崩れ、地滑り等</u>により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p> </td> </tr> </table> <p>※1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。</p> <p>※2 [略]</p> <p>キ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報）</p> <p>a 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ等を通じて住民に提供する。</p> <p>b [略]</p> <p>c [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p>	<p><u>地面現象特別警報</u> ※1</p>	<p>大雨、大雪等による<u>山崩れ、地滑り等</u>により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>
<p><u>地面現象特別警報</u> ※1</p>	<p>大雨、大雪等による<u>山崩れ、地滑り等</u>により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>		

頁	修 正 案	
	流域雨量指数の 予測値	<p><u>各河川</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
カ 特別警報の種類と発表基準		
<u>土砂崩れ</u> 特別警報 ※1	<p>大雨、大雪等による<u>土砂崩れ</u>により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	
<p>※1 <u>土砂崩れ</u>特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。</p> <p>※2 [略]</p>		
キ 地震動の警報及び地震情報の種類		
（ア） 緊急地震速報（警報）		
<p>a 気象庁は、<u>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>b [略]</p> <p>c [略]</p>		
（イ） 地震情報の種類と内容		

頁	現 計 画		
	<p>震源・震度に関する情報</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度<u>3</u>以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度<u>3</u>以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
	<p>各地の震度に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度<u>1</u>以上 	<p>震度<u>1</u>以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度<u>3</u>以上の地震についてのみ発表し、震度<u>2</u>以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>
	<p>推計震度分布図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
	<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード<u>7.0</u>以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
	<p>長周期地震動に関する観測情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度<u>3</u>以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約<u>20～30</u>分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
	<p>(ウ) [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ その他 [略]</p> <p>(ア) [略]</p>		

頁	修 正 案	
	震源・震度情報 以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>1</u> 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>1</u> 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 <u>3</u> 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	推計震度分布図 ・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
	遠地地震に関する情報 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表。</u>
	長周期地震動に関する観測情報 ・震度 <u>1</u> 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 <u>1</u> 以上を観測した場合。	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u> 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 <u>10</u> 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
	(ウ) [略] ク [略] ケ その他 [略] (ア) [略]	

頁	現 計 画	
	(イ) 指定河川洪水予報	
雫石川 洪水予報	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	(2)～(5) [略]	
2	[略]	

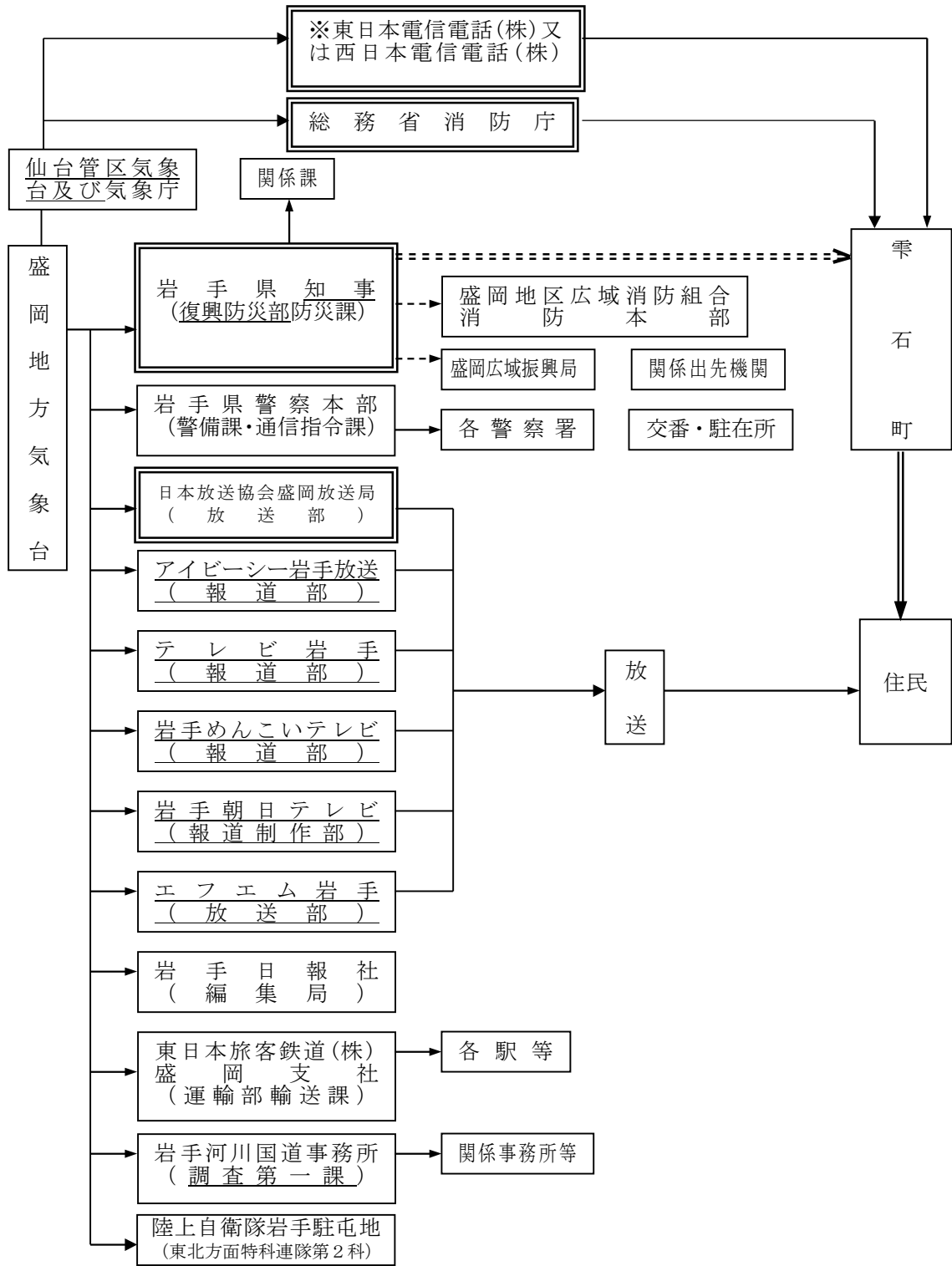
(イ) 指定河川洪水予報

雫石川 洪水予報	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

(2)～(5) [略]

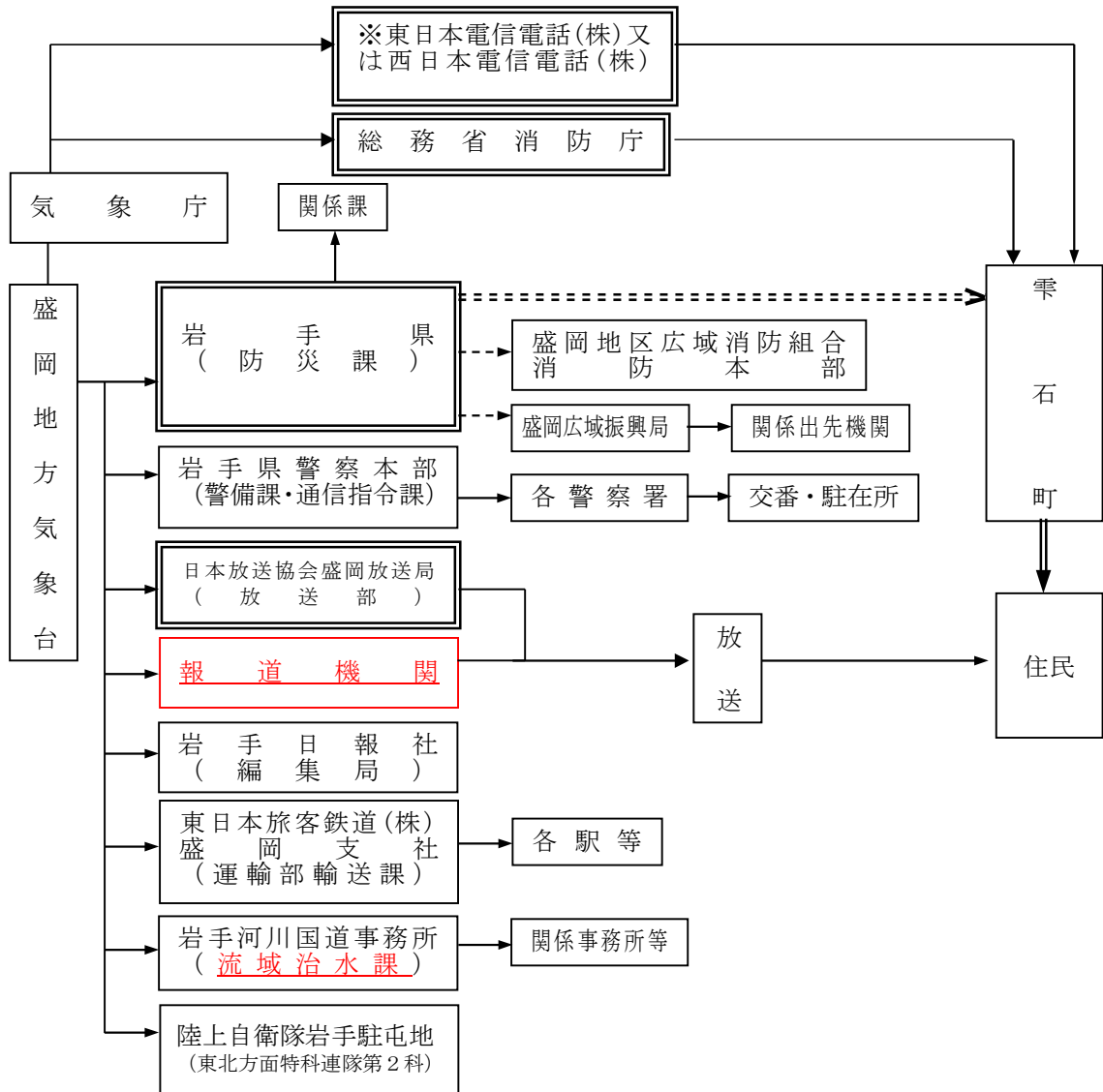
2 [略]

別図 1 - 1 気象警報等伝達系統図



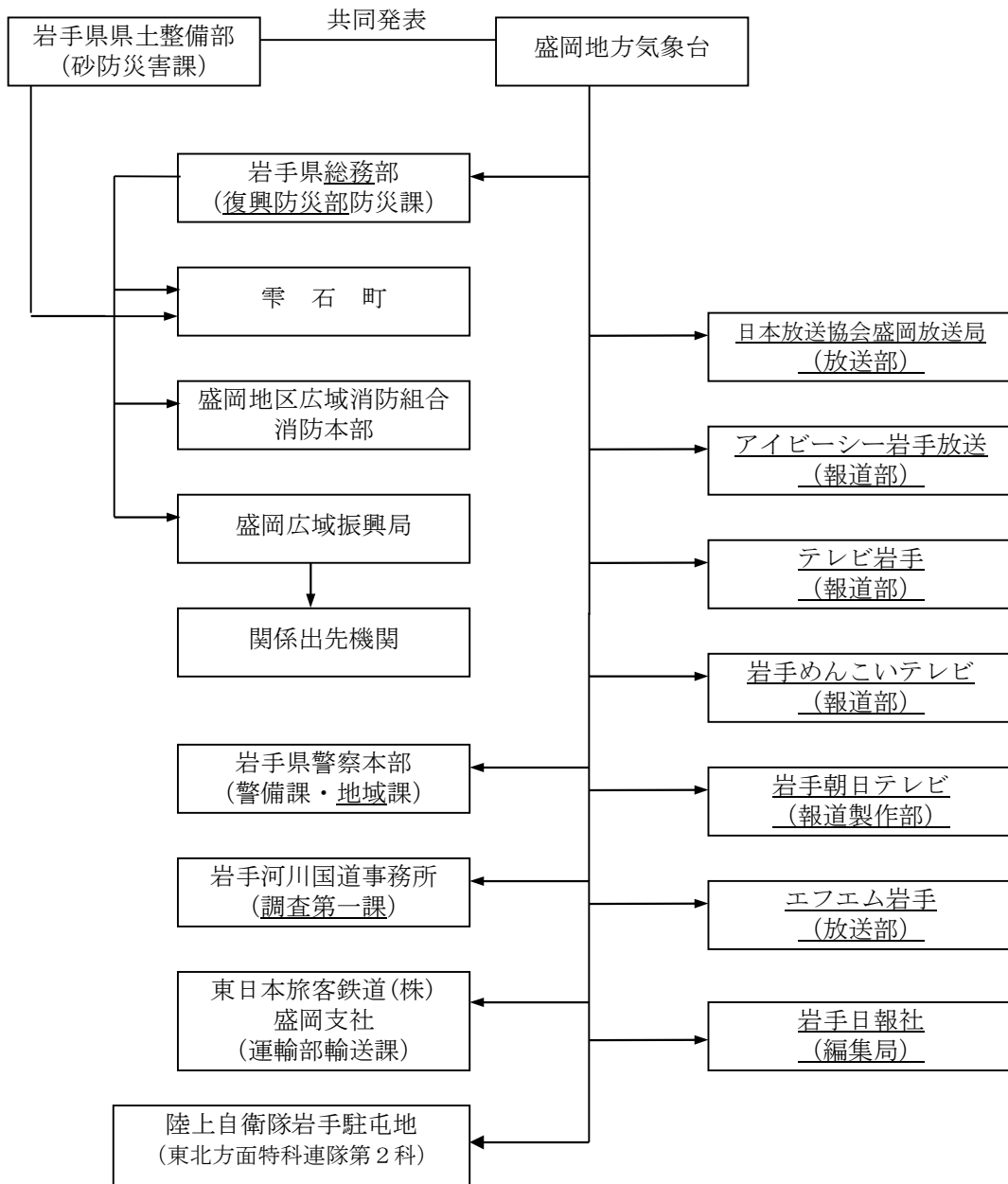
(注) 1~6 [略]

別図 1 - 1 気象警報等伝達系統図

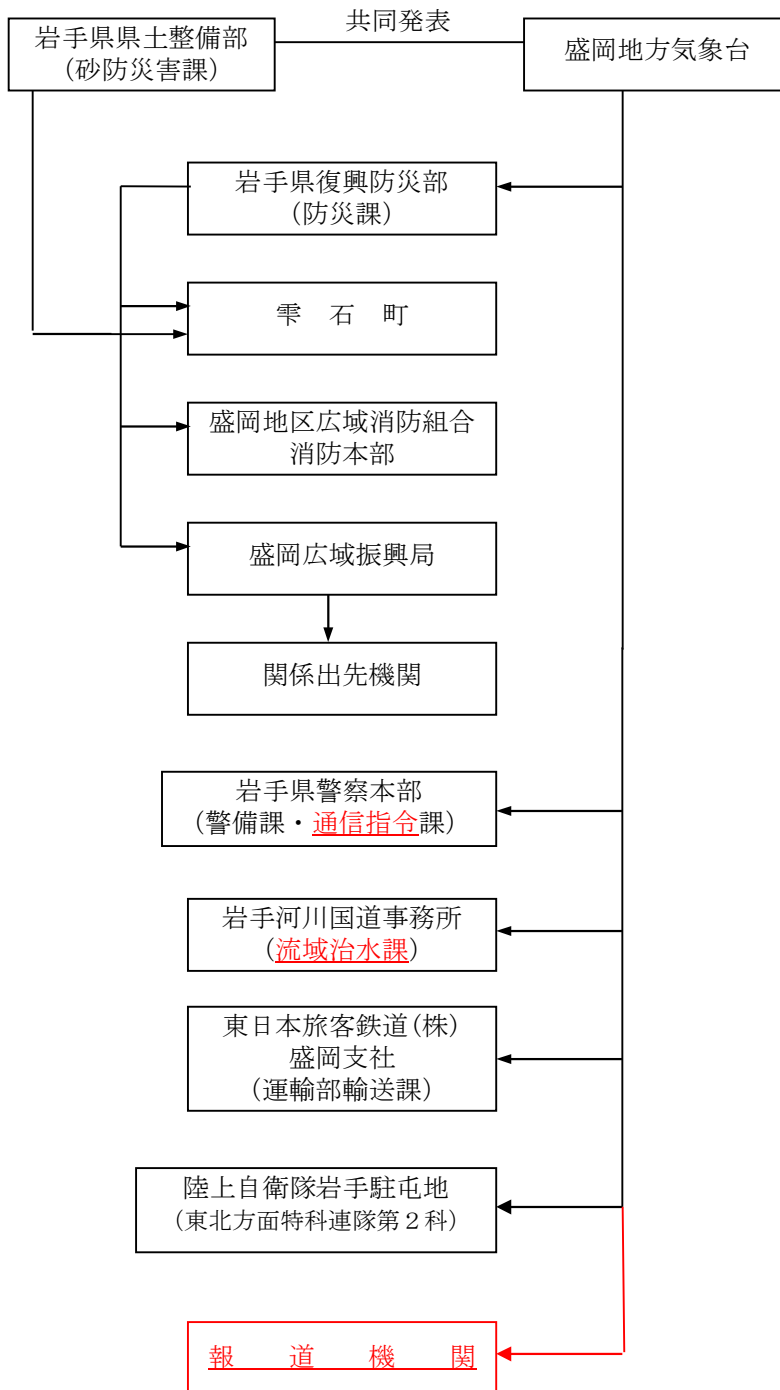


(注) 1~6 [略]

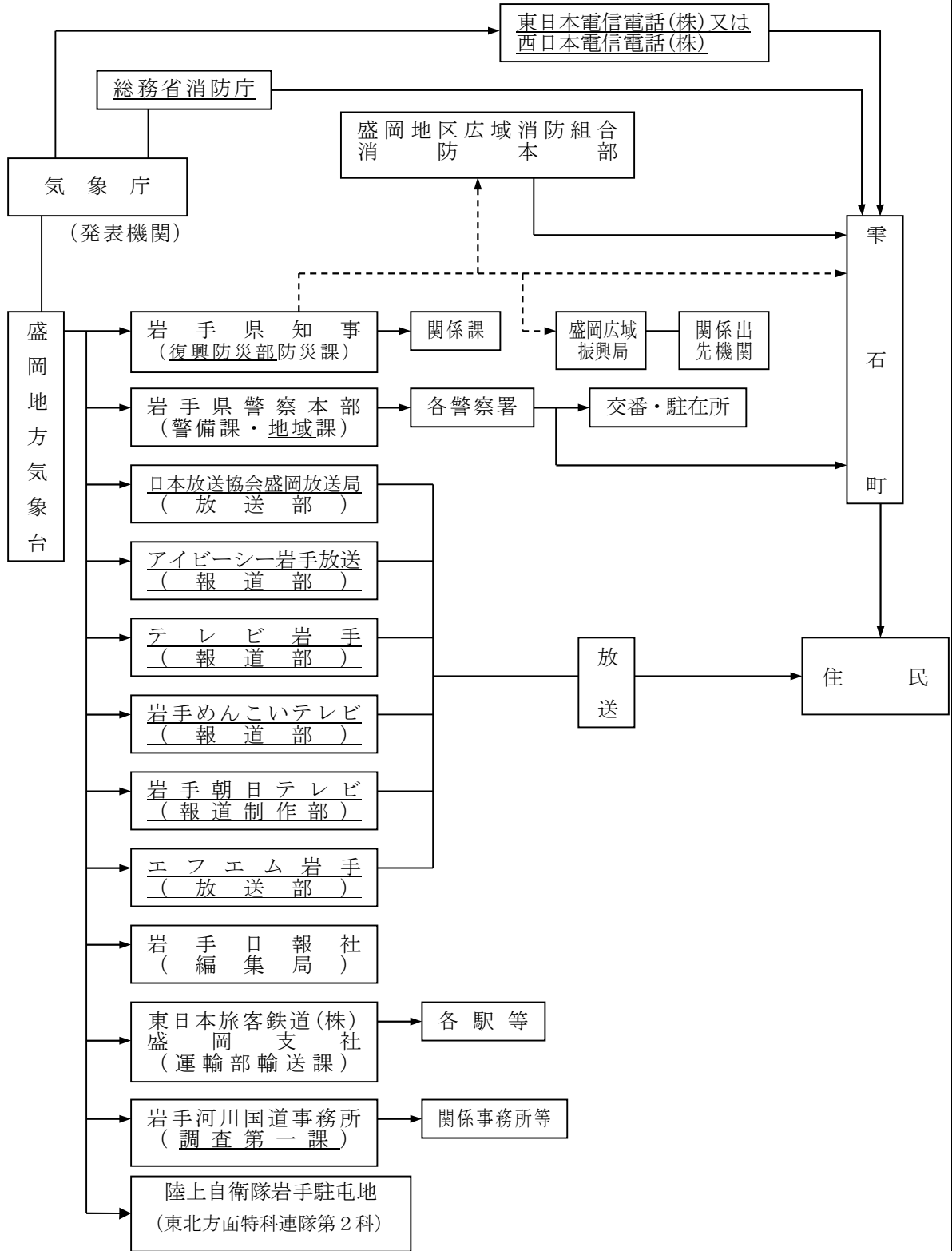
別図 1 - 2 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図 1 - 2 土砂災害警戒情報伝達系統図

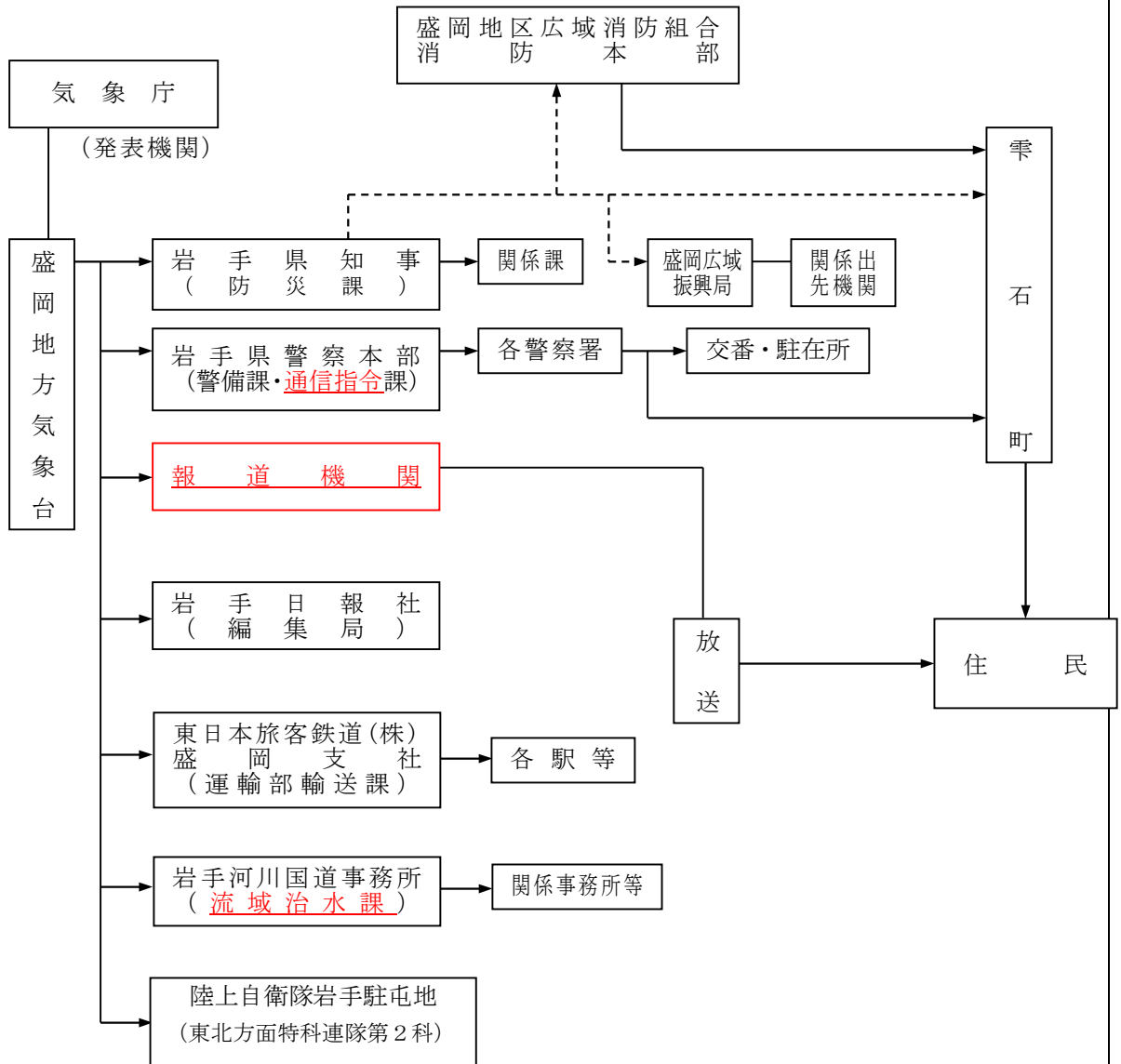


別図2 地震及び津波に関する情報伝達系統図



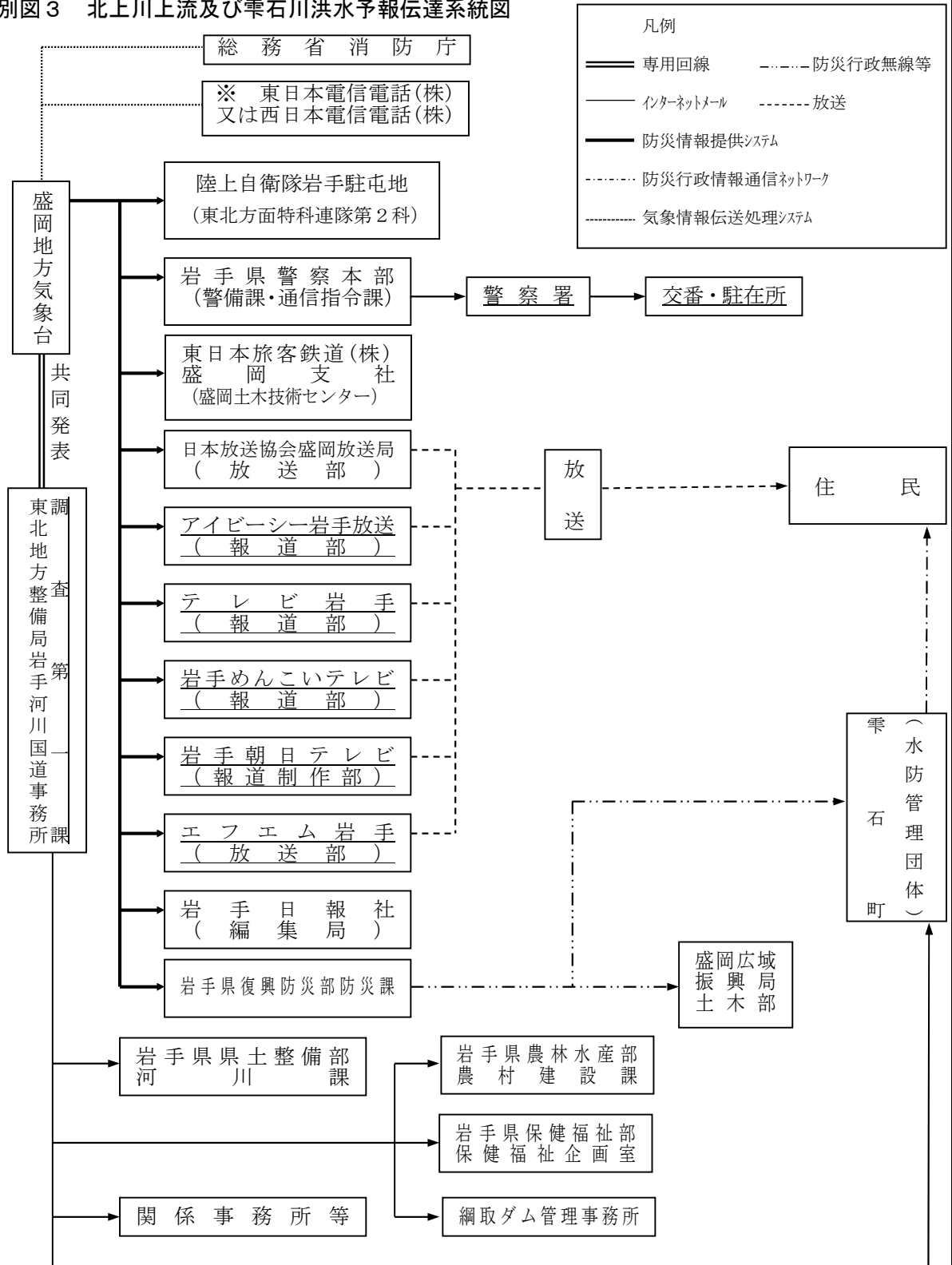
(注) 1~2 [略]

別図2 地震及び津波に関する情報伝達系統図



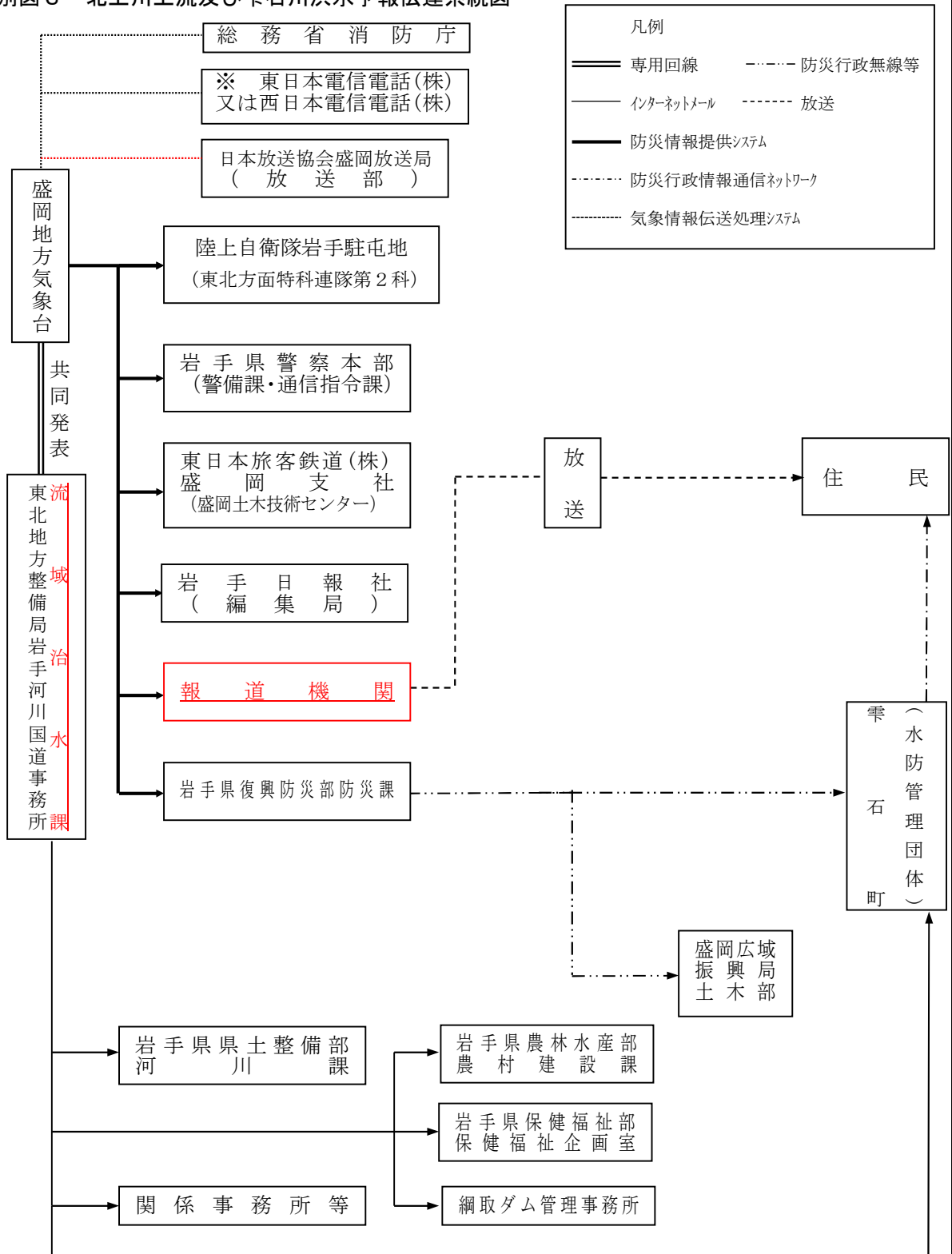
(注) 1~2 [略]

別図3 北上川上流及び雫石川洪水予報伝達系統図



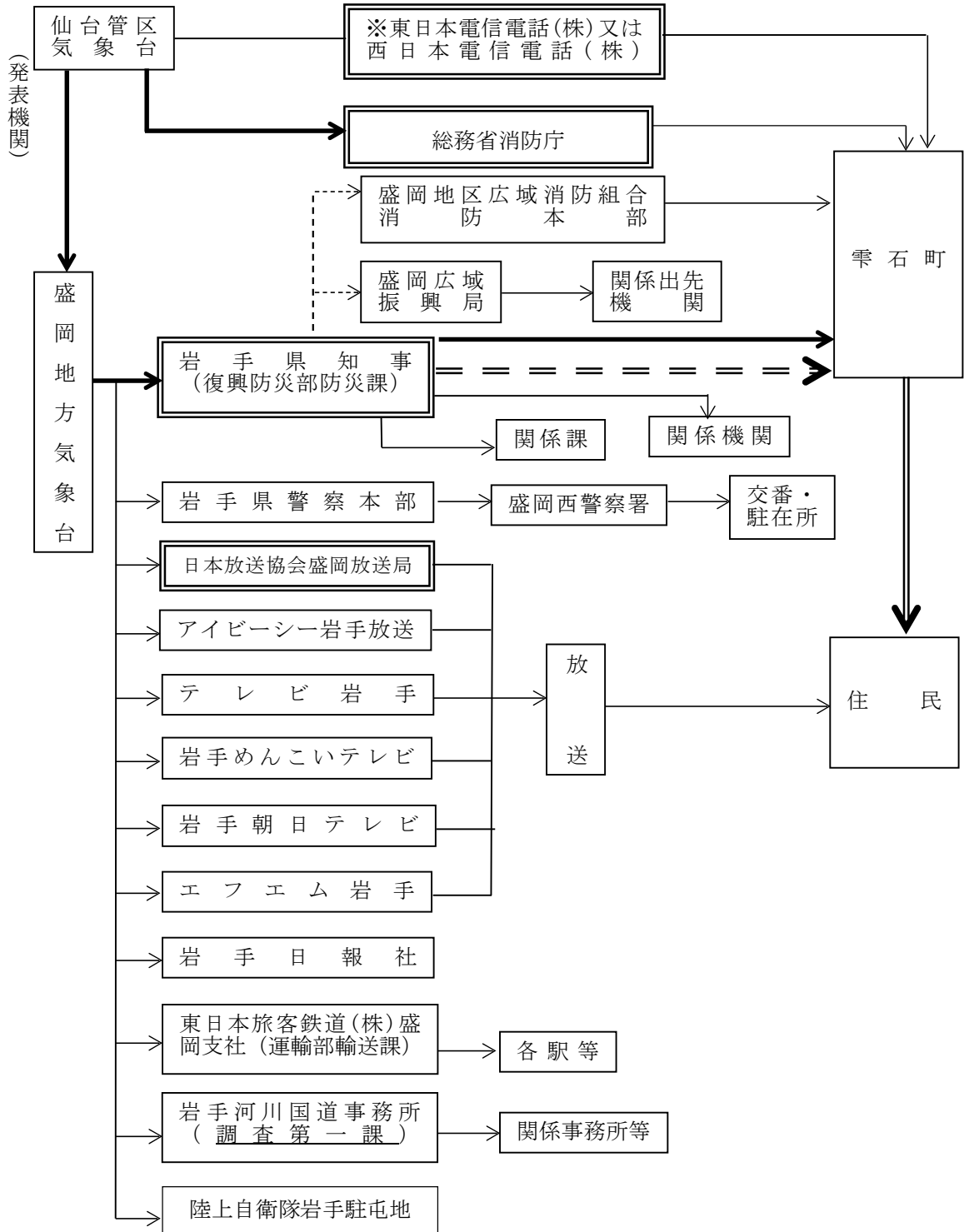
(注)1 [略]

別図3 北上川上流及び雫石川洪水予報伝達系統図



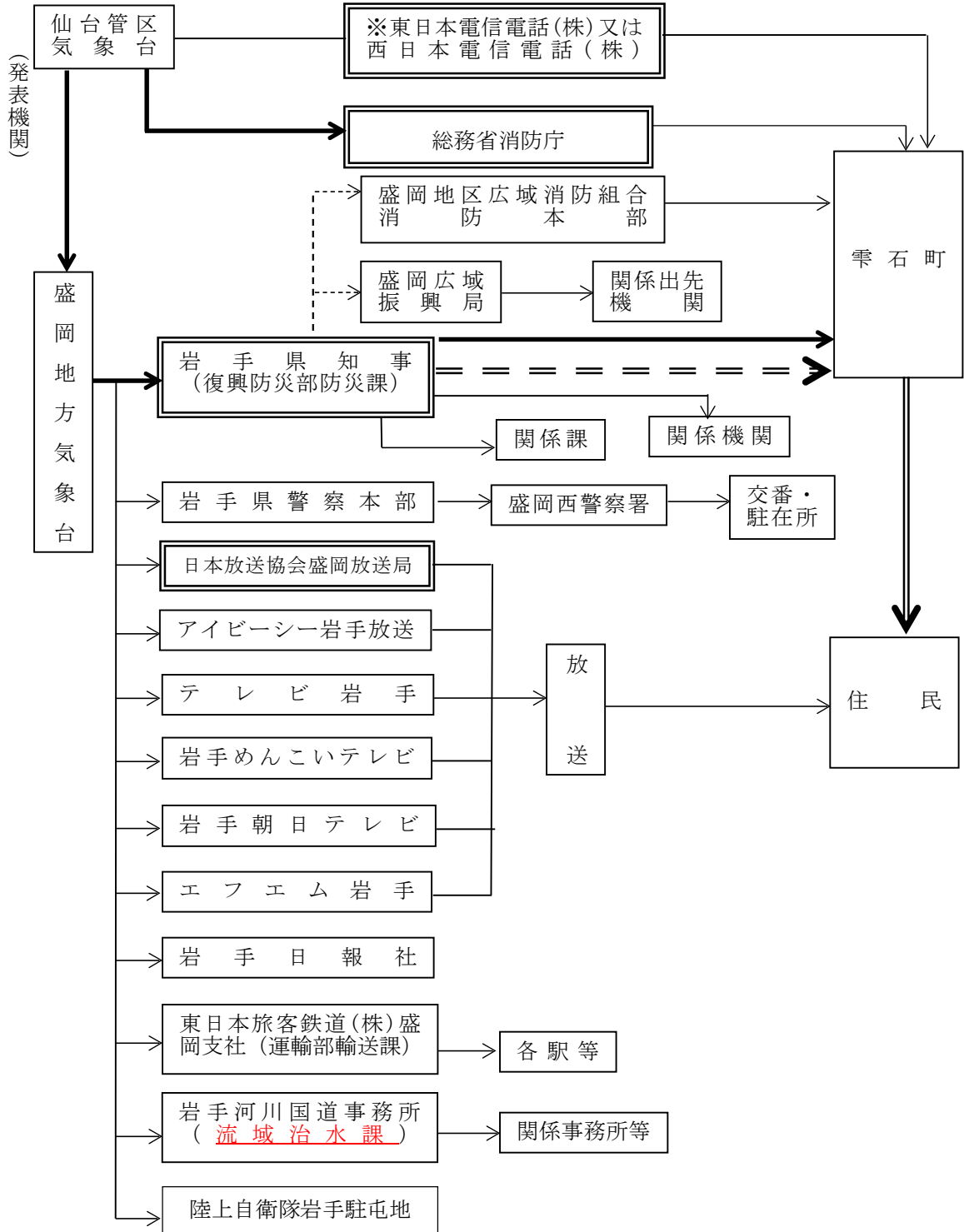
(注)1 [略]

別図5 火山に関する予報・警報・情報伝達系統図



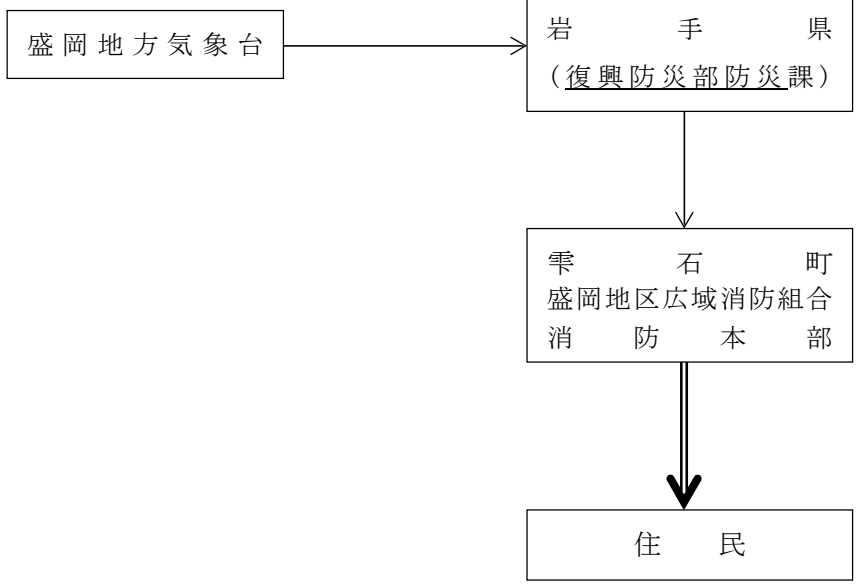
- (注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
 2 -----線及び====線は、総合防災情報ネットワーク及び行政無線
 3 ———線及び====線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務連れられている伝達経路。
 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号に基づく法定伝達先。
 5 =====線及び====線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

別図5 火山に関する予報・警報・情報伝達系統図



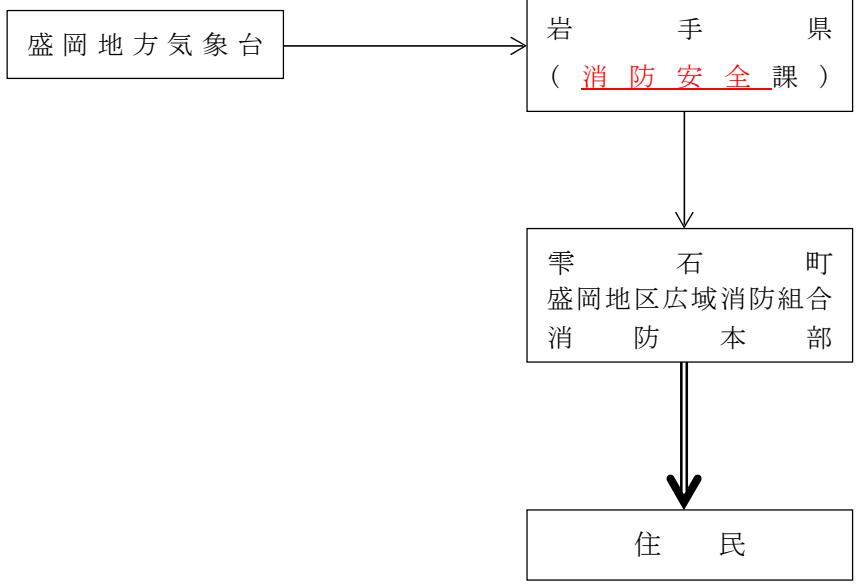
- (注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
 2 -----線及び==== 線は、総合防災情報ネットワーク及び行政無線
 3 ———線及び====線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務連れられている伝達経路。
 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号に基づく法定伝達先。
 5 =====線及び====線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

別図6 火災気象通報・火災警報伝達系統図



(注) 1～3 [略]

別図6 火災気象通報・火災警報伝達系統図



(注) 1～3 [略]

気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

区分 通知 受領者	地 震 情 報	火 山 情 報	気象予報・警報等の種類別伝達要否																			
			気 象 情 報	気 象 注 意 報													気 象 警 報					
				強 風	風 雪	大 雨	洪 水	大 雪	雷	乾 燥	濃 霧	霜	な だ れ	低 温	着 氷・ 着 雪	融 雪	暴 風	暴 風 雪	大 雨	洪 水	大 雪	
防 災 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
総 務 課	○	○																	○	○	○	
政策推進課	○	○																		○	○	○
地域づくり 推 進 課	○	○																		○	○	○
税 務 課	○	○																		○	○	○
出 納 課	○	○																		○	○	○
町 民 課	○	○																		○	○	○
総合福祉課	○	○																		○	○	○
健康子育て課	○	○																	○	○	○	○
農 林 課	○	○	○	○		○	○	○				○		○						○	○	○
観光商工課	○	○				○	○	○											○	○	○	○
地域整備課	○	○				○	○	○											○	○	○	○
上下水道課	○	○																		○	○	○
雫石診療所	○	○																		○	○	○
学校教育課	○	○																		○	○	○
生涯学習 スポーツ課	○	○																		○	○	○
農業委員会 事 務 局	○	○																		○	○	○
議会事務局	○	○																		○	○	○

修 正 〇 上位計画の修正に伴う修正
理 由 〇 所要の修正

気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

区分 通知 受領者	地 震 情 報	火 山 情 報	気象予報・警報等の種類別伝達要否																				
			気 象 情 報	気 象 注 意 報												気 象 警 報							
				強 風	風 雪	大 雨	洪 水	大 雪	雷	乾 燥	濃 霧	霜 だ れ	低 温	着 氷・ 着 雪	融 雪	暴 風	暴 風 雪	大 雨	洪 水	大 雪			
防 災 課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
総 務 課	○	○																	○	○	○		
総合政策課	○	○																	○	○	○		
税 務 課	○	○																	○	○	○		
出 納 課	○	○																	○	○	○		
町 民 課	○	○																	○	○	○		
福 祉 課	○	○																	○	○	○		
健康推進課	○	○																	○	○	○	○	
こども課	○	○																	○	○	○	○	○
農 林 課	○	○	○	○		○	○	○					○		○					○	○	○	
観光商工課	○	○				○	○	○											○	○	○	○	
地域整備課	○	○				○	○	○											○	○	○	○	
上下水道課	○	○																	○	○	○	○	
雫石診療所	○	○																	○	○	○	○	
学校教育課	○	○																	○	○	○	○	
生涯文化 スポーツ課	○	○																	○	○	○	○	
農業委員会 事務局	○	○																	○	○	○	○	
議会事務局	○	○																	○	○	○	○	

修 正 理 由 ○ 上位計画の修正に伴う修正
○ 所要の修正

頁	現 計 画																																																																					
129	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部</td> <td style="text-align: center;">地域づくり 推 進 課</td> <td style="text-align: center;">社会教育施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">総合福祉課</td> <td style="text-align: center;">社会福祉施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康子育て課</td> <td style="text-align: center;">医療施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">5 5-1</td> <td style="text-align: center;">5 5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教 育 部</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">生涯学習 ス ポ ー ツ 課</td> <td style="text-align: center;">社会教育施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財被害報告</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td></td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 報告の系統</p> <p style="text-align: center;">町本部の災害情報調査収集報告担当一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">庁舎等被害報告</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">総 務 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">総 務 班</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">社会福祉施設、社会教育、 文化施設、体育施設被害 報告</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">4</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">社会福祉施設</td> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">福 祉 環 境 班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育施設</td> <td style="text-align: center;">企 画 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教 育 事 務 所 班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育施設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教 育 事 務 所 班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文 化 施 設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教 育 事 務 所 班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体 育 施 設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教 育 事 務 所 班</td> </tr> </table>					企 画 部	地域づくり 推 進 課	社会教育施設被害報告	4	4		保健福祉部	総合福祉課	社会福祉施設被害報告	4	4		健康子育て課	医療施設被害報告	5 5-1	5 5-1		教 育 部	生涯学習 ス ポ ー ツ 課	社会教育施設被害報告	4	4		体育施設被害報告	4	4		文化施設被害報告	4	4		文化財被害報告	H	21		庁舎等被害報告	3	3		総 務 部		総 務 班	社会福祉施設、社会教育、 文化施設、体育施設被害 報告	4	4	社会福祉施設	保健福祉部		福 祉 環 境 班	社会教育施設	企 画 部		教 育 事 務 所 班	社会教育施設	教 育 部		教 育 事 務 所 班	文 化 施 設	教 育 部		教 育 事 務 所 班	体 育 施 設	教 育 部		教 育 事 務 所 班
企 画 部	地域づくり 推 進 課	社会教育施設被害報告	4	4																																																																		
保健福祉部	総合福祉課	社会福祉施設被害報告	4	4																																																																		
	健康子育て課	医療施設被害報告	5 5-1	5 5-1																																																																		
教 育 部	生涯学習 ス ポ ー ツ 課	社会教育施設被害報告	4	4																																																																		
		体育施設被害報告	4	4																																																																		
		文化施設被害報告	4	4																																																																		
		文化財被害報告	H	21																																																																		
庁舎等被害報告	3	3		総 務 部		総 務 班																																																																
社会福祉施設、社会教育、 文化施設、体育施設被害 報告	4	4	社会福祉施設	保健福祉部		福 祉 環 境 班																																																																
			社会教育施設	企 画 部		教 育 事 務 所 班																																																																
			社会教育施設	教 育 部		教 育 事 務 所 班																																																																
			文 化 施 設	教 育 部		教 育 事 務 所 班																																																																
			体 育 施 設	教 育 部		教 育 事 務 所 班																																																																

頁	修 正 案																																																																																			
129	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部</td> <td style="text-align: center;"><u>総合</u>政策課</td> <td style="text-align: center;"><u>庁舎等</u>被害報告</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 課</td> <td style="text-align: center;">社会福祉施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康 <u>推進</u>課</td> <td style="text-align: center;">医療施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">5 5-1</td> <td style="text-align: center;">5 5-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こども</u>課</td> <td style="text-align: center;"><u>教育施設関係</u>被害報告</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教 育 部</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">生涯 <u>文化</u> スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">社会教育施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化施設被害報告</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財被害報告</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 報告の系統</p> <p style="text-align: center;">町本部の災害情報調査収集報告担当一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>庁舎等被害報告（旧小学校含む）</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">総 務 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">総 務 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>企 画 部</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>総 務 班</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">4</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">社会福祉施設</td> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">福祉環境班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育施設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育事務所班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化施設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育事務所班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育施設</td> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育事務所班</td> </tr> </table>						企 画 部	<u>総合</u> 政策課	<u>庁舎等</u> 被害報告	3	3			保健福祉部	福 祉 課	社会福祉施設被害報告	4	4			健康 <u>推進</u> 課	医療施設被害報告	5 5-1	5 5-1			<u>こども</u> 課	<u>教育施設関係</u> 被害報告	H	3			教 育 部	生涯 <u>文化</u> スポーツ課	社会教育施設被害報告	4	4			体育施設被害報告	4	4			文化施設被害報告	4	4			文化財被害報告	H	21			<u>庁舎等被害報告（旧小学校含む）</u>	3	3		総 務 部		総 務 班		<u>企 画 部</u>		<u>総 務 班</u>	社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	4	4	社会福祉施設	保健福祉部		福祉環境班	社会教育施設	教 育 部		教育事務所班	文化施設	教 育 部		教育事務所班	体育施設	教 育 部		教育事務所班
企 画 部	<u>総合</u> 政策課	<u>庁舎等</u> 被害報告	3	3																																																																																
保健福祉部	福 祉 課	社会福祉施設被害報告	4	4																																																																																
	健康 <u>推進</u> 課	医療施設被害報告	5 5-1	5 5-1																																																																																
	<u>こども</u> 課	<u>教育施設関係</u> 被害報告	H	3																																																																																
教 育 部	生涯 <u>文化</u> スポーツ課	社会教育施設被害報告	4	4																																																																																
		体育施設被害報告	4	4																																																																																
		文化施設被害報告	4	4																																																																																
		文化財被害報告	H	21																																																																																
<u>庁舎等被害報告（旧小学校含む）</u>	3	3		総 務 部		総 務 班																																																																														
				<u>企 画 部</u>		<u>総 務 班</u>																																																																														
社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	4	4	社会福祉施設	保健福祉部		福祉環境班																																																																														
			社会教育施設	教 育 部		教育事務所班																																																																														
			文化施設	教 育 部		教育事務所班																																																																														
			体育施設	教 育 部		教育事務所班																																																																														

頁	現 計 画		
	報 告 区 分 別 系 統 図		
3	庁舎等被害報告	町 本 部 (総 務 部)	盛岡地方支部 総 務 班
4	社会福祉施設、社会教育施設、 文化施設、体育施設被害報告	町 本 部 (保健福祉部・ 企 画 部 ・ 教 育 部)	盛岡地方支部 福 祉 環 境 班 教 育 事 務 所 班
修 正 理 由	○ 所要の修正		

頁	修 正 案	
	報 告 区 分 別 系 統 図	
3	庁舎等被害報告	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">町 本 部 (総 務 部 ・ 企 画 部)</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">盛岡地方支部 総 務 班</div> </div>
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">町 本 部 (保 健 福 祉 部 ・ 教 育 部)</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">盛岡地方支部 福 祉 環 境 班 教 育 事 務 所 班</div> </div>
修 正 理 由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画						
143	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">企 画 部</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">政 策 推 進 課</td> <td> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">総 合 福 祉 課</td> <td> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	企 画 部	政 策 推 進 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報	保 健 福 祉 部	総 合 福 祉 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け
企 画 部	政 策 推 進 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報					
保 健 福 祉 部	総 合 福 祉 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け					
修 正 理 由	○ 所要の修正						

頁	修 正 案						
143	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">企 画 部</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>総合</u>政策課</td> <td style="width: 60%;"> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 課</td> <td> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	企 画 部	<u>総合</u> 政策課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報	保 健 福 祉 部	福 祉 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け
企 画 部	<u>総合</u> 政策課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災地における広報					
保 健 福 祉 部	福 祉 課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け					
修 正 理 由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画
147	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。</p> <p>ア <u>一般国道、主要地方道を中心とする幹線道路</u></p> <p>イ <u>防災拠点等へのアクセス道路</u></p> <p>ウ <u>上記道路の代替道路</u></p> <p>(3) <u>県本部長が指定する緊急輸送道路は、国道46号、主要地方道盛岡横手線である。</u></p> <p>(4) <u>町本部長が指定する緊急輸送道路は、町道雫石環状線、町道西根線、町道雫石・小岩井線、町道雫石・上野線、町道上町・真賀喜線、町道滝沢・安庭線とする。</u></p> <p>4～5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正

頁	修 正 案
147	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。</p> <p>ア <u>第1次緊急輸送道路</u> <u>県庁所在地、地方中心都市</u></p> <p>イ <u>第2次緊急輸送道路</u> <u>第1次緊急輸送道路と雫石町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、災害医療拠点、消防署等）を連絡する道路</u></p> <p>ウ <u>第3次緊急輸送道路</u> <u>その他防災拠点（その他物資輸送集積拠点、中継拠点等）を連絡する道路</u></p> <p style="text-align: right;"><u>[緊急輸送道路一覧表 資料編3-6-1]</u></p> <p>4～5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
155	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 救急、救助活動</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>第8節 消防活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防機関の長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 救急、救助活動</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、<u>がけ</u>崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
159	<p>第9節 水防活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～15 [略]</p> <p>16 費用負担と公用負担</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公用負担</p> <p>水防のため緊急の必要があるときは、町本部長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。</p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</p> <p>ウ 車両その他の運搬用機器の使用</p> <p>エ 工作物その他の障害物の処分</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>17～19 [略]</p>	<p>第9節 水防活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水、<u>内水</u>による水災を警戒、防ぎよし、<u>及びこれによる</u>被害の軽減を図る。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～15 [略]</p> <p>16 費用負担と公用負担</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公用負担</p> <p>水防のため緊急の必要があるときは、町本部長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。</p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</p> <p>ウ 車両その他の運搬用機器の使用</p> <p>エ <u>排水用機器の使用</u></p> <p><u>オ</u> 工作物その他の障害物の処分</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>17～19 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画								
167	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">企 画 部</th> <th style="text-align: center;">政策推進課</th> <th style="text-align: center;">報道機関に対する報道協力要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総合福祉課</td> <td> 1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康子育て課</td> <td> 1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 2 雫石町医科歯科会との連絡調整 3 雫石診療所との連絡調整 4 県への医療班の派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	企 画 部	政策推進課	報道機関に対する報道協力要請	保健福祉部	総合福祉課	1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請	健康子育て課	1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 2 雫石町医科歯科会との連絡調整 3 雫石診療所との連絡調整 4 県への医療班の派遣要請
企 画 部	政策推進課	報道機関に対する報道協力要請							
保健福祉部	総合福祉課	1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請							
	健康子育て課	1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 2 雫石町医科歯科会との連絡調整 3 雫石診療所との連絡調整 4 県への医療班の派遣要請							
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>								

頁	修 正 案											
167	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略] <u>3 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">企 画 部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">要 求 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">総合政策課</td> <td>報道機関に対する報道協力要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">福祉課</td> <td> 1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康推進課</td> <td> 1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 <u>2 盛岡広域振興局（保健医療班）への災害派遣精神医療チームの応援要請</u> 3 雫石町医科歯科会との連絡調整 4 雫石診療所との連絡調整 5 県への医療班の派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	企 画 部	課	要 求 内 容		総合政策課	報道機関に対する報道協力要請	保健福祉部	福祉課	1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請	健康推進課	1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 <u>2 盛岡広域振興局（保健医療班）への災害派遣精神医療チームの応援要請</u> 3 雫石町医科歯科会との連絡調整 4 雫石診療所との連絡調整 5 県への医療班の派遣要請
企 画 部	課	要 求 内 容										
	総合政策課	報道機関に対する報道協力要請										
保健福祉部	福祉課	1 生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請										
	健康推進課	1 一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 <u>2 盛岡広域振興局（保健医療班）への災害派遣精神医療チームの応援要請</u> 3 雫石町医科歯科会との連絡調整 4 雫石診療所との連絡調整 5 県への医療班の派遣要請										
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>											

頁	現 計 画			
173	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="296 680 1433 779"> <tr> <td data-bbox="296 680 526 779">炊飯及び給水</td> <td data-bbox="526 680 1228 779">被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> <td data-bbox="1228 680 1433 779">第3章第17節 第18節</td> </tr> </table> <p>4～6 [略]</p>	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節		
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正			

頁	修 正 案						
173	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>給食</u>及び給水</td> <td style="padding: 5px;">被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">第3章第17節 第18節</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>入浴支援</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>第3章第17節</u> <u>第18節</u></td> </tr> </table> <p>4～6 [略]</p>	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	<u>第3章第17節</u> <u>第18節</u>
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	第3章第17節 第18節					
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	<u>第3章第17節</u> <u>第18節</u>					
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>						

頁	現 計 画												
178	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部</td> <td style="text-align: center;"><u>地域づくり</u> <u>推 進 課</u></td> <td>自主防災組織など関係団体等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;"><u>総合福祉課</u></td> <td> 1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;"><u>生涯学習</u> <u>スポーツ課</u></td> <td>婦人会など関係団体等との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 内 容	企 画 部	<u>地域づくり</u> <u>推 進 課</u>	自主防災組織など関係団体等との連絡調整	保健福祉部	<u>総合福祉課</u>	1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握	教 育 部	<u>生涯学習</u> <u>スポーツ課</u>	婦人会など関係団体等との連絡調整
部	課	担 当 内 容											
企 画 部	<u>地域づくり</u> <u>推 進 課</u>	自主防災組織など関係団体等との連絡調整											
保健福祉部	<u>総合福祉課</u>	1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握											
教 育 部	<u>生涯学習</u> <u>スポーツ課</u>	婦人会など関係団体等との連絡調整											
修正理由	○ 所要の修正												

頁	修 正 案												
178	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">企 画 部</td> <td style="text-align: center;">総合政策課</td> <td>自主防災組織など関係団体等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 課</td> <td> 1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">生涯文化 スポーツ課</td> <td>婦人会など関係団体等との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 内 容	企 画 部	総合政策課	自主防災組織など関係団体等との連絡調整	保健福祉部	福 祉 課	1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握	教 育 部	生涯文化 スポーツ課	婦人会など関係団体等との連絡調整
部	課	担 当 内 容											
企 画 部	総合政策課	自主防災組織など関係団体等との連絡調整											
保健福祉部	福 祉 課	1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動を行うNPO等に係る連絡調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 4 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 5 防災ボランティアの活動状況の把握											
教 育 部	生涯文化 スポーツ課	婦人会など関係団体等との連絡調整											
修正理由	○ 所要の修正												

頁	現 計 画						
182	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">総合福祉課</td> <td style="text-align: center;">義援物資及び義援金の受付及び配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 内 容	保健福祉部	総合福祉課	義援物資及び義援金の受付及び配分
部	課	担 当 内 容					
保健福祉部	総合福祉課	義援物資及び義援金の受付及び配分					
修正理由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画						
182	<p>第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 課</td> <td style="text-align: center;">義援物資及び義援金の受付及び配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	部	課	担 当 内 容	保健福祉部	福 祉 課	義援物資及び義援金の受付及び配分
部	課	担 当 内 容					
保健福祉部	福 祉 課	義援物資及び義援金の受付及び配分					
修正理由	○ 所要の修正						

第14節 災害救助法の適用計画

第1

第2 実施機関（責任者）

[町本部の担当]

部	課	担 当 内 容
保健福祉部	総合福祉課	法に基づく事務全般

第3 実施要領

1 法適用の基準

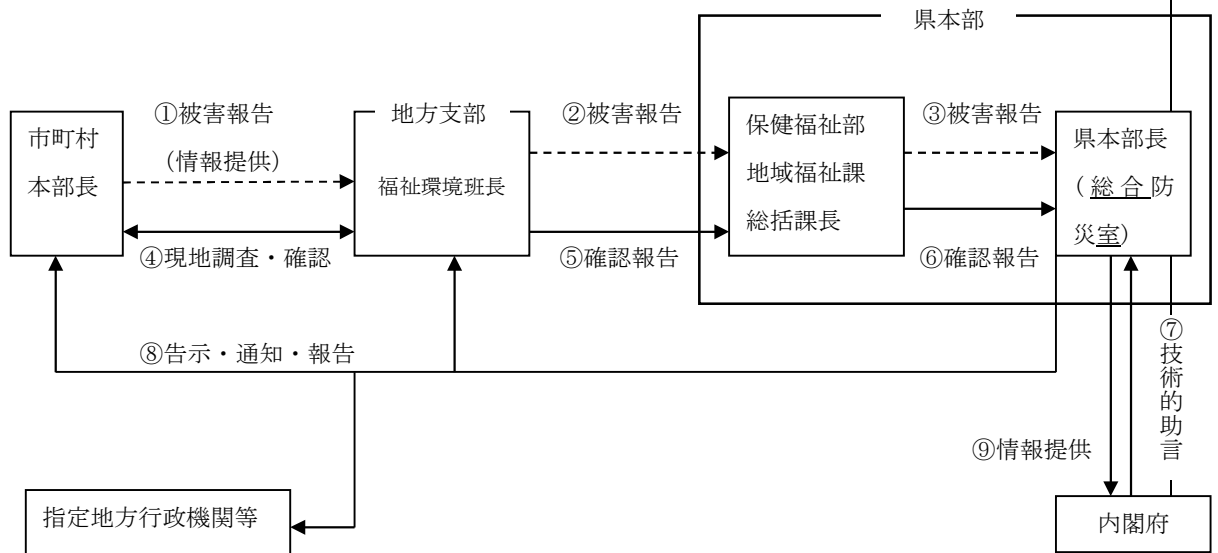
法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

(1)～(3) [略]

2 法適用の手続

(1) [略]

災害救助法適用の手続



3 [略]

第4 [略]

修正理由 ○ 上位計画の修正に伴う修正
○ 所要の修正

頁	修 正 案						
184	<p>第 14 節 災害救助法の適用計画</p> <p>第 1</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉部</td> <td style="text-align: center;">福 祉 課</td> <td style="text-align: center;">法に基づく事務全般</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準 <u>（本項では災害救助法第 2 条第 1 項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）</u></p> <p>法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 法適用の手続</p> <p>（1） [略]</p> <p style="text-align: center;">災害救助法適用の手続</p> <p>3 [略]</p> <p>第 4 [略]</p>	部	課	担 当 内 容	保健福祉部	福 祉 課	法に基づく事務全般
部	課	担 当 内 容					
保健福祉部	福 祉 課	法に基づく事務全般					
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>						

頁	現 計 画									
192	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者及び観光客等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保健福祉部</td> <td style="width: 20%;">総合福祉課</td> <td>災害救助法の適用時における救出の事後事務</td> </tr> </table> <p>4 指定避難所の設置、運営</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">企画部</td> <td style="width: 20%;">政策推進課</td> <td>指定避難所の設置、運営の統制</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総合福祉課</td> <td>災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難指示等を発令する場合の一般的な事例は次のとおりである。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 崖崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき</p> <p>(カ) 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき</p> <p>(キ)～(ク) [略]</p> <p>ウ～サ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 避難者支援従事者の安全確保</p> <p>町本部長は、あらかじめ定められた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。</p>	保健福祉部	総合福祉課	災害救助法の適用時における救出の事後事務	企画部	政策推進課	指定避難所の設置、運営の統制	保健福祉部	総合福祉課	災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理
保健福祉部	総合福祉課	災害救助法の適用時における救出の事後事務								
企画部	政策推進課	指定避難所の設置、運営の統制								
保健福祉部	総合福祉課	災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理								

頁	修 正 案									
192	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者及び観光客等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 救 出</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保健福祉部</td> <td style="width: 20%;">福 祉 課</td> <td>災害救助法の適用時における救出の事後事務</td> </tr> </table> <p>4 指定避難所の設置、運営</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">企 画 部</td> <td style="width: 20%;">総合政策課</td> <td>指定避難所の設置、運営の統制</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福 祉 課</td> <td>災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 避難指示等の実施及び報告</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難指示等を発令する場合の一般的な事例は次のとおりである。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき</p> <p>(カ) 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき</p> <p>(キ)～(ク) [略]</p> <p>ウ～サ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 避難者支援等関係者の安全確保</p> <p>町本部長は、あらかじめ定められた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。</p>	保健福祉部	福 祉 課	災害救助法の適用時における救出の事後事務	企 画 部	総合政策課	指定避難所の設置、運営の統制	保健福祉部	福 祉 課	災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理
保健福祉部	福 祉 課	災害救助法の適用時における救出の事後事務								
企 画 部	総合政策課	指定避難所の設置、運営の統制								
保健福祉部	福 祉 課	災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理								

頁	現 計 画																
	<p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6～7 [略]</p> <p>8 広域避難</p> <p>(1) 県内広域避難</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="276 920 1449 1016"> <tr> <td data-bbox="276 920 459 1016">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 920 643 1016">総合福祉課</td> <td data-bbox="643 920 1449 1016">協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理</td> </tr> </table> <p>(2) 県外広域避難</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="276 1167 1449 1308"> <tr> <td data-bbox="276 1167 459 1308">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 1167 643 1308">総合福祉課</td> <td data-bbox="643 1167 1449 1308"> 1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告 </td> </tr> </table> <p>(3) 他都道府県からの広域避難受け入れ</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="276 1458 1449 1514"> <tr> <td data-bbox="276 1458 459 1514">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 1458 643 1514">総合福祉課</td> <td data-bbox="643 1458 1449 1514">協議元市町村長との協議等</td> </tr> </table> <p>9 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="276 1709 1449 1805"> <tr> <td data-bbox="276 1709 459 1805">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 1709 643 1805">総合福祉課</td> <td data-bbox="643 1709 1449 1805">協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理</td> </tr> </table> <p>(2) 県外広域一時滞在</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="276 1955 1449 2092"> <tr> <td data-bbox="276 1955 459 2092">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 1955 643 2092">総合福祉課</td> <td data-bbox="643 1955 1449 2092"> 1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告 </td> </tr> </table>		保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理	保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告	保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村長との協議等	保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理	保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告
保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理															
保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告															
保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村長との協議等															
保健福祉部	総合福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理															
保健福祉部	総合福祉課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告															

2～4 [略]

5 指定避難所の設置、運営

(1) [略]

(2) 指定避難所の運営

ア～ウ [略]

エ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(3)～(4) [略]

6～7 [略]

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア～カ [略]

[町本部の担当]

保健福祉部	福 祉 課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理
-------	-------	--------------------------------

(2) 県外広域避難

ア～カ [略]

[町本部の担当]

保健福祉部	福 祉 課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告
-------	-------	--

(3) 他都道府県からの広域避難受け入れ

ア～エ [略]

[町本部の担当]

保健福祉部	福 祉 課	協議元市町村長との協議等
-------	-------	--------------

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア～キ [略]

[町本部の担当]

保健福祉部	福 祉 課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理
-------	-------	--------------------------------

(2) 県外広域一時滞在

ア～キ [略]

[町本部の担当]

保健福祉部	福 祉 課	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告
-------	-------	--

頁	現 計 画					
	<p>(3) 他都道府県からの広域一時滞在受け入れ ア～エ [略] [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="277 347 1449 436"> <tr> <td data-bbox="277 347 459 436">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 347 641 436">総合福祉課</td> <td data-bbox="641 347 1449 436">協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等</td> </tr> </table> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制 (1)～(4) [略]</p>			保健福祉部	総合福祉課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等
保健福祉部	総合福祉課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等				
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正					

頁	修 正 案				
	<p>(3) 他都道府県からの広域一時滞在受け入れ ア～エ [略] [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="277 347 1449 436"> <tr> <td data-bbox="277 347 459 436">保健福祉部</td> <td data-bbox="459 347 641 436">福 祉 課</td> <td data-bbox="641 347 1449 436">協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等</td> </tr> </table> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制 (1)～(4) [略] <u>(5) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>		保健福祉部	福 祉 課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等
保健福祉部	福 祉 課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等			
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正				

頁	現 計 画			
207	<p>第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="298 539 1445 925"> <tr> <td data-bbox="298 539 475 925">保健福祉部</td> <td data-bbox="475 539 655 925">健康子育て課</td> <td data-bbox="655 539 1445 925"> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施 </td> </tr> </table> <p>第3～第7 [略]</p>	保健福祉部	健康子育て課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施
保健福祉部	健康子育て課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施 		
修正理由	○ 所要の修正			

頁	修 正 案			
207	<p>第16節 医療・保健計画</p> <p>第1</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>〔町本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="300 539 1449 925"> <tr> <td data-bbox="300 539 475 925">保健福祉部</td> <td data-bbox="475 539 655 925">健康 推進 課</td> <td data-bbox="655 539 1449 925"> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施 </td> </tr> </table> <p>第3～第7 [略]</p>	保健福祉部	健康 推進 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施
保健福祉部	健康 推進 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 応急医療の総合調整 5 保健指導の実施 6 救護所の設置、運営 7 こころのケアの実施 		
修正理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画						
214	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">保健福祉部</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">総合福祉課</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康子育て課</td> <td style="padding-left: 10px;">食品衛生の確保</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支給物資の種類</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) [略]</p> <p>3～8 [略]</p>	保健福祉部	総合福祉課	1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施		健康子育て課	食品衛生の確保
保健福祉部	総合福祉課	1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施					
	健康子育て課	食品衛生の確保					
修正理由	○ 所要の修正						

頁	修 正 案						
214	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p style="padding-left: 20px;">〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">保健福祉部</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 課</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康 推進 課</td> <td style="padding-left: 10px;">食品衛生の確保</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 支給物資の種類</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) [略]</p> <p>3～8 [略]</p>	保健福祉部	福 祉 課	1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施		健康 推進 課	食品衛生の確保
保健福祉部	福 祉 課	1 物資、食料の需給に係る連絡調整 2 被服、寝具等の調達及びあっせん 3 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん 4 災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 5 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 6 食料品の調達及び炊き出しの実施					
	健康 推進 課	食品衛生の確保					
修正理由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画	修 正 案						
219	<p>第 18 節 給水計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 506 834 651"> <tr> <td data-bbox="256 506 346 645">保 健 福 祉 部</td> <td data-bbox="346 506 435 645">総 合 福 祉 課</td> <td data-bbox="435 506 834 651">災害救助法による給水事務 の総括</td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保 健 福 祉 部	総 合 福 祉 課	災害救助法による給水事務 の総括	<p>第 18 節 給水計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="866 506 1444 651"> <tr> <td data-bbox="866 506 956 645">保 健 福 祉 部</td> <td data-bbox="956 506 1045 645">福 祉 課</td> <td data-bbox="1045 506 1444 651">災害救助法による給水事務 の総括</td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保 健 福 祉 部	福 祉 課	災害救助法による給水事務 の総括
保 健 福 祉 部	総 合 福 祉 課	災害救助法による給水事務 の総括						
保 健 福 祉 部	福 祉 課	災害救助法による給水事務 の総括						
修 正 理 由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案						
222	<p>第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 568 834 714"> <tr> <td data-bbox="256 568 347 714">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="347 568 438 714">総合 福祉 課</td> <td data-bbox="438 568 834 714">災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括	<p>第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="863 568 1441 714"> <tr> <td data-bbox="863 568 954 714">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="954 568 1045 714">福祉 課</td> <td data-bbox="1045 568 1441 714">災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括						
保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括						
修正理由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案														
226	<p>第 20 節 感染症予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 506 836 792"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健 康</td> <td>1 防疫措置に関する指示及び指導</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">子 育 て 課</td> <td>2 防疫用資機材の調達及びあつせん</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 被災地域の防疫業務の実施</td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保 健 福 祉 部	健 康	1 防疫措置に関する指示及び指導	子 育 て 課	2 防疫用資機材の調達及びあつせん		3 被災地域の防疫業務の実施	<p>第 20 節 感染症予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 506 1444 792"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健 康</td> <td>1 防疫措置に関する指示及び指導</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>推 進</u></td> <td>2 防疫用資機材の調達及びあつせん</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">課</td> <td>3 被災地域の防疫業務の実施</td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保 健 福 祉 部	健 康	1 防疫措置に関する指示及び指導	<u>推 進</u>	2 防疫用資機材の調達及びあつせん	課	3 被災地域の防疫業務の実施
保 健 福 祉 部	健 康		1 防疫措置に関する指示及び指導													
	子 育 て 課		2 防疫用資機材の調達及びあつせん													
		3 被災地域の防疫業務の実施														
保 健 福 祉 部	健 康	1 防疫措置に関する指示及び指導														
	<u>推 進</u>	2 防疫用資機材の調達及びあつせん														
	課	3 被災地域の防疫業務の実施														
修正理由	○ 所要の修正															

頁	現 計 画	修 正 案						
230	<p>第21節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去 [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 665 834 808"> <tr> <td data-bbox="256 665 347 808">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="347 665 438 808">総合 福祉 課</td> <td data-bbox="438 665 834 808">災害救助法による障害物除去事務の総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による障害物除去事務の総括	<p>第21節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去 [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 665 1442 808"> <tr> <td data-bbox="865 665 957 808">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="957 665 1048 808">福祉 課</td> <td data-bbox="1048 665 1442 808">災害救助法による障害物除去事務の総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による障害物除去事務の総括
保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による障害物除去事務の総括						
保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による障害物除去事務の総括						
修正理由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案						
236	<p>第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 568 836 714"> <tr> <td data-bbox="256 568 347 714">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="347 568 438 714">総合 福祉 課</td> <td data-bbox="438 568 836 714">災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括	<p>第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 568 1444 714"> <tr> <td data-bbox="865 568 957 714">保健 福祉 部</td> <td data-bbox="957 568 1048 714">福祉 課</td> <td data-bbox="1048 568 1444 714">災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括
保健 福祉 部	総合 福祉 課	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括						
保健 福祉 部	福祉 課	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括						
修正理由	○ 所要の修正							

頁	現 計 画	修 正 案								
239	<p>第23節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 命令の対象者 従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="288 745 804 1084"> <tr> <td data-bbox="288 745 496 846">消防作業</td> <td data-bbox="496 745 804 846">火災の現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 846 496 1084">水防作業</td> <td data-bbox="496 846 804 1084">区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者</td> </tr> </table> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>	消防作業	火災の現場付近にある者	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者	<p>第23節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 命令の対象者 従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="895 745 1449 1084"> <tr> <td data-bbox="895 745 1114 891">消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u></td> <td data-bbox="1114 745 1449 891">火災の現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 891 1114 1084">水防作業 <u>(従事命令)</u></td> <td data-bbox="1114 891 1449 1084">区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者</td> </tr> </table> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>	消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u>	火災の現場付近にある者	水防作業 <u>(従事命令)</u>	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
消防作業	火災の現場付近にある者									
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者									
消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u>	火災の現場付近にある者									
水防作業 <u>(従事命令)</u>	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者									
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正									

頁	現 計 画									
242	<p>第24節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 〔町本部の担当〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">企 画 部</td> <td style="text-align: center; width: 20%;"> <u>地域づくり</u> 推 進 課 </td> <td style="text-align: center;">社会教育施設の応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;"> <u>総合福祉課</u> </td> <td style="text-align: center;">災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;"> <u>生涯学習</u> ス ポー ツ 課 </td> <td> 1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達 </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	企 画 部	<u>地域づくり</u> 推 進 課	社会教育施設の応急対策の実施	保 健 福 祉 部	<u>総合福祉課</u>	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括	教 育 部	<u>生涯学習</u> ス ポー ツ 課	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達
企 画 部	<u>地域づくり</u> 推 進 課	社会教育施設の応急対策の実施								
保 健 福 祉 部	<u>総合福祉課</u>	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括								
教 育 部	<u>生涯学習</u> ス ポー ツ 課	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達								
修 正 理 由	○ 所要の修正									

頁	修 正 案						
242	<p>第24節 文教対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="301 537 1444 840"> <tr> <td data-bbox="301 537 480 631">保健福祉部</td> <td data-bbox="480 537 655 631">福 祉 課</td> <td data-bbox="655 537 1444 631">災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="301 631 480 840">教 育 部</td> <td data-bbox="480 631 655 840">生涯 文化 スポーツ課</td> <td data-bbox="655 631 1444 840"> 1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達 </td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健福祉部	福 祉 課	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括	教 育 部	生涯 文化 スポーツ課	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達
保健福祉部	福 祉 課	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括					
教 育 部	生涯 文化 スポーツ課	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施 4 応急給食用物資の確保、調達					
修 正 理 由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画	修 正 案				
265	<p>第30節 防災ヘリコプター要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 活動内容</p> <p>防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="272 712 837 1099"> <tr> <td data-bbox="272 712 400 1099">救急活動</td> <td data-bbox="400 712 837 1099"> ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 </td> </tr> </table> <p>4～5 [略]</p>	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	<p>第30節 防災ヘリコプター要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 活動内容</p> <p>防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="882 712 1447 1144"> <tr> <td data-bbox="882 712 1010 1144">救急活動</td> <td data-bbox="1010 712 1447 1144"> ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 </td> </tr> </table> <p>4～5 [略]</p>	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、 資 機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合					
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、 資 機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合					
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正					

頁	現 計 画	修 正 案										
267	<p>第31節 土砂災害等警戒活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 506 834 745"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健 福祉 部</td> <td style="text-align: center;">総合福 祉課</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支援室</td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	総合福 祉課	所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒	子ども	子育て	支援室	<p>第31節 土砂災害等警戒活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 506 1442 651"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健 福祉 部</td> <td style="text-align: center;">福祉課</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こども課</u></td> </tr> </table> <p>第3 [略]</p>	保健 福祉 部	福祉課	所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒	<u>こども課</u>
保健 福祉 部	総合福 祉課		所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒									
	子ども											
	子育て											
	支援室											
保健 福祉 部	福祉課	所管施設及び社会福祉 施設の監視及び警戒										
	<u>こども課</u>											
修正理由	○ 所要の修正											

頁	現 計 画	修 正 案												
270	<p>第 32 節 要配慮者対応計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 506 834 775"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健 福祉 部</td> <td style="text-align: center;">総合福 祉課</td> <td>1 要配慮者の被災状況 の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康子 育て課</td> <td>2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整</td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保健 福祉 部	総合福 祉課	1 要配慮者の被災状況 の把握	健康子 育て課	2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整	<p>第 32 節 要配慮者対応計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [町本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="866 506 1444 875"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健 福祉 部</td> <td style="text-align: center;">福祉課</td> <td>1 要配慮者の被災状況 の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康子 育て課</td> <td>2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こども課</u></td> <td style="text-align: center;"><u>児童福祉施設への協 力要請と調整</u></td> </tr> </table> <p>第 3 [略]</p>	保健 福祉 部	福祉課	1 要配慮者の被災状況 の把握	健康子 育て課	2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整	<u>こども課</u>	<u>児童福祉施設への協 力要請と調整</u>
保健 福祉 部	総合福 祉課		1 要配慮者の被災状況 の把握											
	健康子 育て課	2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整												
保健 福祉 部	福祉課	1 要配慮者の被災状況 の把握												
	健康子 育て課	2 被災した要配慮者へ の支援 3 社会福祉施設への協 力要請と調整												
	<u>こども課</u>	<u>児童福祉施設への協 力要請と調整</u>												
修 正 理 由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
274	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 断層と地震活動</p> <p>町内には、雫石盆地の西側に位置する玄武洞付近から西根を通り、雫石川付近までの約20kmに渡り、雫石盆地西縁断層帯が存在する。</p> <p>1998年(平成10年)9月3日に発生した岩手県内陸北部地震(M6.2)によって、雫石盆地西縁断層帯の北部にあたる篠崎地域では、現実に活断層が活動し、地表に地震断層が出現した。断層は約800mの区間にわたって現れ、水田では最大約40cm隆起した。これによって、雫石盆地西縁断層帯が活断層であることが再確認された。</p> <p>また、本町に隣接する矢巾町から花巻市までの花巻断層帯(約37km)と、北上市から奥州市までの出店断層帯(約24km)の二つからなる北上低地西縁断層帯は、岩手県で最も規模の大きい断層とされている。</p> <p>雫石盆地西縁断層帯、北上低地西縁断層帯の今後の活動については、現在のところ明確な判断はできないものの、いずれも活断層であることは確実とされており、将来、想定される地震の規模は、雫石盆地西縁断層帯でM7.0、花巻断層帯でM7.4、出店断層帯でM7.3とされている。</p> <p>2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)により、当町の震度は5弱を観測し、停電や電話の不通などライフラインへの被害により、町民生活にも大きな影響があった。</p> <p>第3～4 [略]</p>	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 断層と地震活動</p> <p>町内には、雫石盆地の西側に位置する玄武洞付近から西根を通り、雫石川付近までの約20kmに渡り、雫石盆地西縁断層帯が存在する。</p> <p>1998年(平成10年)9月3日に発生した岩手県内陸北部地震(M6.2)によって、雫石盆地西縁断層帯の北部にあたる篠崎地域では、現実に活断層が活動し、地表に地震断層が出現した。断層は約800mの区間にわたって現れ、水田では最大約40cm隆起した。これによって、雫石盆地西縁断層帯が活断層であることが再確認された。</p> <p>また、本町に隣接する矢巾町から花巻市までの花巻断層帯(約37km)と、北上市から奥州市までの出店断層帯(約24km)の二つからなる北上低地西縁断層帯は、岩手県で最も規模の大きい断層とされている。</p> <p>雫石盆地西縁断層帯、北上低地西縁断層帯の今後の活動については、現在のところ明確な判断はできないものの、いずれも活断層であることは確実とされており、将来、想定される地震の規模は、雫石盆地西縁断層帯でM6.9、花巻断層帯でM7.4、出店断層帯でM7.3とされている。</p> <p>2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)により、当町の震度は5弱を観測し、停電や電話の不通などライフラインへの被害により、町民生活にも大きな影響があった。</p> <p>第3～4 [略]</p>
修正理由	○ 地震調査研究推進本部の令和5年1月1日起算の長期評価による修正	

頁	現 計 画																																																
279	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山の概況</p> <p>本町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の2火山である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山に岩手山及び秋田駒ヶ岳は選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが24時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 岩手山で想定される火山災害</p> <p>岩手山の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。(岩手山火山防災マップ(平成31年作成)による)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>火山噴火の現象</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>降下火砕物 (火山灰)</th> <th>大きな 噴 石</th> <th>溶岩流</th> <th>火砕流</th> <th>火砕サー ジ</th> <th>土石流</th> <th>火山泥流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西岩手</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東岩手</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 秋田駒ヶ岳で想定される火山災害</p> <p>秋田駒ヶ岳の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。(秋田駒ヶ岳火山防災マップ(平成27年作成)による)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>火山噴火の現象</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>降下火砕物 (火山灰)</th> <th>噴 石</th> <th>溶岩流</th> <th>火砕流</th> <th>火 砕 サー ジ</th> <th>土石流</th> <th>火山泥流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部カルデ ラ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>南部カルデ ラ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 火砕流とは、火山灰・れき・岩塊などが火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を流下する現象である。</p> <p>(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。</p>	区 分	降下火砕物 (火山灰)	大きな 噴 石	溶岩流	火砕流	火砕サー ジ	土石流	火山泥流	西岩手	○	○	—	—	—	○	—	東岩手	○	○	○	○	○	○	○	区 分	降下火砕物 (火山灰)	噴 石	溶岩流	火砕流	火 砕 サー ジ	土石流	火山泥流	北部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○	南部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○
区 分	降下火砕物 (火山灰)	大きな 噴 石	溶岩流	火砕流	火砕サー ジ	土石流	火山泥流																																										
西岩手	○	○	—	—	—	○	—																																										
東岩手	○	○	○	○	○	○	○																																										
区 分	降下火砕物 (火山灰)	噴 石	溶岩流	火砕流	火 砕 サー ジ	土石流	火山泥流																																										
北部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○																																										
南部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○																																										

頁	修 正 案																																																
279	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山の概況</p> <p>本町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の2火山である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山に岩手山及び秋田駒ヶ岳は選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが24時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 岩手山で想定される火山災害</p> <p>岩手山の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。(岩手山火山防災マップ(平成31年作成)による)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 火山噴火時に発生する現象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>降下火砕物 (火山灰)</th> <th>大きな 噴 石</th> <th>溶岩流</th> <th>火砕流</th> <th>火砕サージ</th> <th>土石流</th> <th>融雪型 火山泥流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西岩手</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>東岩手</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 秋田駒ヶ岳で想定される火山災害</p> <p>秋田駒ヶ岳の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。(秋田駒ヶ岳火山防災マップ(平成27年作成)による)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 火山噴火時に発生する現象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>降下火砕物 (火山灰)</th> <th>噴 石</th> <th>溶岩流</th> <th>火砕流</th> <th>火 砕 サージ</th> <th>土石流</th> <th>融雪型 火山泥流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部カルデ ラ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>南部カルデ ラ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 火砕流とは、<u>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。</u></p> <p>(注2) 火砕サージとは、火砕流の<u>一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。</u></p>	区 分	降下火砕物 (火山灰)	大きな 噴 石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	融雪型 火山泥流	西岩手	○	○	—	—	—	○	—	東岩手	○	○	○	○	○	○	○	区 分	降下火砕物 (火山灰)	噴 石	溶岩流	火砕流	火 砕 サージ	土石流	融雪型 火山泥流	北部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○	南部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○
区 分	降下火砕物 (火山灰)	大きな 噴 石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	融雪型 火山泥流																																										
西岩手	○	○	—	—	—	○	—																																										
東岩手	○	○	○	○	○	○	○																																										
区 分	降下火砕物 (火山灰)	噴 石	溶岩流	火砕流	火 砕 サージ	土石流	融雪型 火山泥流																																										
北部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○																																										
南部カルデ ラ	○	○	○	○	○	○	○																																										

頁	現 計 画								
	<p>(注3)～(注4) [略]</p> <p>第3 情報収集及び伝達体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 岩手山、秋田駒ヶ岳の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台(盛岡地方気象台)は、「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 584 1433 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 584 539 651">種 類</th> <th data-bbox="539 584 1433 651">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 651 539 797">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td data-bbox="539 651 1433 797">噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 797 539 1037">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td data-bbox="539 797 1433 1037"> <p>・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1037 539 1323">火山の状況に関する解説情報</td> <td data-bbox="539 1037 1433 1323"> <p>噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表。</p> <p>また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある^{と判断した場合、または判断に迷う場合に(臨時)を明記して発表。}</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	<p>・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p>	火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表。</p> <p>また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある^{と判断した場合、または判断に迷う場合に(臨時)を明記して発表。}</p>
種 類	内 容								
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。								
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	<p>・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p>								
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表。</p> <p>また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある^{と判断した場合、または判断に迷う場合に(臨時)を明記して発表。}</p>								

頁	修 正 案						
	<p>(注3)～(注4) [略]</p> <p>第3 情報収集及び伝達体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 岩手山、秋田駒ヶ岳の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は、「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・<u>噴火</u>予報を発表する。</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="258 586 1433 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 586 539 654">種 類</th> <th data-bbox="539 586 1433 654">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 654 539 1034">噴火警報</td> <td data-bbox="539 654 1433 1034"> <p>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象 (<u>大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象</u>) の発生が予想される場合やその<u>危険が及ぶ範囲の拡大</u>が予想される場合に、<u>火山名、「警戒が必要な範囲 (生命に危険を及ぼす範囲)」等</u>を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「<u>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</u>」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「<u>噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報</u>」として発表。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1034 539 1563">火山の状況に関する解説情報</td> <td data-bbox="539 1034 1433 1563"> <p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	噴火警報	<p>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象 (<u>大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象</u>) の発生が予想される場合やその<u>危険が及ぶ範囲の拡大</u>が予想される場合に、<u>火山名、「警戒が必要な範囲 (生命に危険を及ぼす範囲)」等</u>を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「<u>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</u>」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「<u>噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報</u>」として発表。</p>	火山の状況に関する解説情報	<p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p>
種 類	内 容						
噴火警報	<p>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象 (<u>大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象</u>) の発生が予想される場合やその<u>危険が及ぶ範囲の拡大</u>が予想される場合に、<u>火山名、「警戒が必要な範囲 (生命に危険を及ぼす範囲)」等</u>を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「<u>噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報</u>」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「<u>噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報</u>」として発表。</p>						
火山の状況に関する解説情報	<p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p>						

頁	現 計 画	
	降灰予報	<p>○降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>○降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>○降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
	火山ガス予報	<p>居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、<u>気象庁及び</u>仙台管区気象台が発表する。</p>

頁	修 正 案	
	降灰予報	<p><u>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</u></p> <p>○降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>○降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>○降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
	火山ガス予報	<p>居住地に長^期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区气象台が発表する。</p>

頁	現 計 画		
	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</u></p>	
(2) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報			
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される <u>(可能性が高まってきている)</u>
(3) [略]			

頁	修 正 案			
	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。</u></p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表する。</u></p>		
(2) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報				
	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される
(3) [略]				

(4) 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル (概要版)

名称	対象範囲 (キーワード)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 (特別警報)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等	噴火による影響 [※] で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。 過去の事例：有史以降なし
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まってきている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等 ^{※※} 全山入山規制	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達するおそれがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。 過去の事例：有史以降なし
火口周辺警報 (警報)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火の発生、あるいは発生が予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等 ^{※※} 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2 km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生 (確認) した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合、または噴火の発生が予想された場合。 過去の事例：1970年女岳からの噴火
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火の発生、あるいは発生が予想される。	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合 過去の事例：1932年南部カルデラ内 (石ポラ) での水蒸気爆発
噴火予報 (予報)	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。

※ 噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響。

※※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難が必要。

3～5 [略]

頁	修正案						
	(4) 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版)						
	種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が 必要 。	・火砕流、 <u>火砕サージ</u> 、融雪型火山泥流が 居住地域まで到達、あるいは切迫している 。 過去の事例：有史以降なし
				4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び 特定地域の避難 、住民の避難の準備等が 必要 。 <u>危険な地域への立入規制等</u> 。	・火砕流、 <u>火砕サージ</u> 、融雪型火山泥流が 居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 。 過去の事例：有史以降なし
	警報	火口周辺警報(警報)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火 が 発生、あるいは発生 すると 予想される。	住民は通常の生活。 <u>危険な地域への立入規制等</u> 。状況に応じて、 特定地域の避難等 、高齢者等の要配慮者の避難準備が 必要 。	・ <u>想定火口域から概ね2 km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性</u> 。 ・ <u>想定火口域から居住地域近くまで火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性</u> 。 過去の事例：1970年女岳からの噴火
				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火 が 発生、あるいは発生 すると 予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 <u>状況に応じて特定地域の避難等が必要</u> 。	・ <u>想定火口域から概ね1 km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性</u> 。 過去の事例：1932年南部カルデラ(石ボラ)での水蒸気爆発
	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 <u>火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 。	状況に応じて火口内への立入規制等。 <u>状況に応じて特定地域の避難等が必要</u> 。	・ <u>火山活動は静穏</u> 。 ・ <u>状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性有り</u> 。
	<p>※<u>大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れ</u>がある区域でも、<u>避難等の対応</u>が必要。</p> <p>※<u>特定地域とは、居住地域よりも秋田駒ヶ岳の想定火口域に近いところに位置する施設が含まれる地域を指す</u>。居住地域より早期に避難などの対応が必要になる場合がある。</p> <p>※<u>想定火口域とは、南部カルデラと北部カルデラを合わせた範囲を示す</u>。</p>						
	3～5 [略]						

頁	現 計 画
	<p>第4 火山災害予防対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火山防災協議会の組織</p> <p>(1) 警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会 秋田県、岩手県、秋田県仙北市及び雫石町</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) 溶岩流 溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能である。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) 土石流 土石流は雨により発生し、高速（時速50km程度）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。 万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。</p> <p>(カ) 融雪型火山泥流 融雪型火山泥流は高速（時速60kmを超えることもある）で流れるため、速やかな避難が必要である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>6～7 [略]</p> <p>第5 町の活動体制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難対策</p> <p>(1) 高齢者等避難の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳 噴火警戒レベル4が発表されたとき、橋場、小赤沢地域及び雫石川流域で火山泥流</p>

頁	修 正 案
	<p>第4 火山災害予防対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火山防災協議会の組織</p> <p>(1) 警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会 秋田県、岩手県、秋田県仙北市及び雫石町</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) 溶岩流 溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能<u>な場合が多い</u>。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) 土石流 土石流は雨により発生し、高速（<u>流速は時速数十 km に達することもある</u>）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。 万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。</p> <p>(カ) 融雪型火山泥流 融雪型火山泥流は高速（<u>流速は時速数十 km に達することもある</u>）で流れるため、速やかな避難が必要である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>6～7 [略]</p> <p>第5 町の活動体制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難対策</p> <p>(1) 高齢者等避難の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳 <u>(ア) 非積雪期</u></p>

頁	現 計 画
	<p style="text-align: center;">・土石流</p> <p>(2) 避難指示の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳</p> <p style="padding-left: 2em;">噴火警戒レベル5が発表されたとき、橋場、小赤沢地域及び雫石川流域で火山泥流・土石流の影響を受ける地域に対し発令する。ただし、国見温泉地域については噴火警戒レベル3が発表された段階で立入りを規制し、直ちに避難を完了させる。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>5 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>(1) 住民の予防措置</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、直ちに指定避難所に避難する。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) <u>噴火警戒レベル4又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）又は噴火警報</u>が発表されたとき</p> <p>エ～オ [略]</p> <p>(2) 登山者等の予防措置</p> <p>ア 登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) <u>登山者カード（登山計画書）の提出や岩手山モバイル登山届システムへの登録</u>を行う。</p> <p>(ウ) 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>噴火警報（居住地域）若しくは噴火警報（火口周辺）</u>が発表されたとき</p> <p>③～④ [略]</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>

頁	修 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>国見温泉地域は噴火警戒レベル2の段階で必要に応じ発令する場合がある。</u></p> <p>(イ) <u>積雪期</u></p> <p style="text-align: center;"><u>噴火警戒レベル4が発表されたとき、橋場、安栖、小赤沢地区に発令する。</u></p> <p>(2) 避難指示の基準</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳</p> <p>(ア) <u>非積雪期</u></p> <p style="text-align: center;"><u>国見温泉地域は噴火警戒レベル3が発表された段階で立入りを規制し、直ちに避難を完了させる。</u></p> <p>(イ) <u>積雪期</u></p> <p style="text-align: center;"><u>噴火警戒レベル5が発表されたとき、橋場、安栖、小赤沢地区に発令する。</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>5 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>(1) 住民の予防措置</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、直ちに指定避難所に避難する。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) 噴火警報(居住地域)又は噴火警報<u>(噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4)</u>が発表されたとき</p> <p>エ～オ [略]</p> <p>(2) 登山者等の予防措置</p> <p>ア 登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 登山者カード(登山計画書)の提出や<u>モバイルアプリ等</u>への登録を行う。</p> <p>(ウ) 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>① [略]</p> <p>② 噴火警報(居住地域) <u>又は噴火警報(噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4)若しくは噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報(噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル3、2)</u>が発表されたとき</p> <p>③～④ [略]</p> <p>6～10 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正

頁	現 計 画						
297	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 町の活動体制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 放射線の町内の影響に係る事項について連携と調整を図り、町として必要な対策を講じるため雫石町原発放射線影響対策連絡会議を設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 構成</p> <p>ア 議 長 副町長</p> <p>イ 副議長 防災課長</p> <p>ウ 構成員 総務課長、町民課長、政策推進課長、健康子育て課長、農林課長、上下水道課長、学校教育課長</p> <p>(3) 測定の体制</p> <p>ア 地表付近の放射線量 町民課</p> <p>イ 食品等の放射性物質</p> <p>(ア) 一般食材等 町民課</p> <p>(イ) 給食食材 健康子育て課、学校教育課</p> <p>(4) [略]</p> <p>第4～9 [略]</p> <p>第10 医療・保健体制の整備</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県本部長及び町本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>(1) 避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健医療部</td> <td style="text-align: center;">健康子育て課</td> <td> 1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>第11～14 [略]</p>	部	課	担当業務	保健医療部	健康子育て課	1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備
部	課	担当業務					
保健医療部	健康子育て課	1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備					
修正理由	○ 所要の修正						

頁	修 正 案						
297	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 町の活動体制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 放射線の町内の影響に係る事項について連携と調整を図り、町として必要な対策を講じるため雫石町原発放射線影響対策連絡会議を設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 構成</p> <p>ア 議 長 副町長</p> <p>イ 副議長 防災課長</p> <p>ウ 構成員 総務課長、町民課長、総合政策課長、健康推進課長、農林課長、上下水道課長、学校教育課長</p> <p>(3) 測定の体制</p> <p>ア 地表付近の放射線量 町民課</p> <p>イ 食品等の放射性物質</p> <p>(ア) 一般食材等 町民課</p> <p>(イ) 給食食材 健康推進課、学校教育課</p> <p>(4) [略]</p> <p>第4～9 [略]</p> <p>第10 医療・保健体制の整備</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県本部長及び町本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。</p> <p>(1) 避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>[町本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保健医療部</td> <td style="text-align: center;">健康推進課</td> <td> 1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>第11～14 [略]</p>	部	課	担当業務	保健医療部	健康 推進 課	1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備
部	課	担当業務					
保健医療部	健康 推進 課	1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2 健康管理指導体制の整備 3 こころのケア体制の整備					
修 正 理 由	○ 所要の修正						

頁	現 計 画										
313	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害弔慰金等の支給</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">小 災 害 見 舞 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">罹 災 見 舞 金</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;">災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">救 助 見 舞 金</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</td> </tr> </table> <p>5～9 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>			小 災 害 見 舞 金	罹 災 見 舞 金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。		救 助 見 舞 金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。
小 災 害 見 舞 金	罹 災 見 舞 金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。								
	救 助 見 舞 金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。								
修 正 理 由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>										

頁	修 正 案										
313	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 災害弔慰金等の支給</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">小 災 害 見 舞 金</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">罹災見舞金</td> <td style="vertical-align: top;">災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村</td> <td style="vertical-align: top;">災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">救助見舞金</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類¹の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</td> </tr> </table> <p>5～9 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>			小 災 害 見 舞 金	罹災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号 に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。		救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類 ¹ の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。
小 災 害 見 舞 金	罹災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号 に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。								
	救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類 ¹ の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。								
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正										